

第 6 回

新 J I C A の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成 2 0 年 6 月 5 日（木）

場所：東京国際センター（J I C A 東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国 際 協 力 銀 行

「新」I C Aの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」出席者
(順不同・敬称略)

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫(ご欠席)	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長(三菱商事株式会社業務部総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー)
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆(ご欠席)	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

大西 靖(ご欠席)	財務省国際局開発企画官
北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
早水 輝好(ご欠席)	環境省地球環境局環境協力室長
山下 文夫	経済産業省貿易経済協力局資金協力課課長補佐
藤岡 達也(代理出席)	財務省国際局開発政策課課長補佐

【事務局発言者】

廿枝 幹雄 JBIC 開発業務部 企画課長
杉本 聡 JBIC 環境審査室 第二班参事
渡辺 泰介 JICA 審査室準備室 環境社会配慮審査第一課長

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

中澤 慶一郎 JBIC 開発業務部 業務課長
岡崎 克彦 JBIC 環境審査室 室長
植嶋 卓巳 JICA 企画部 次長

午後 2 時 0 0 分 開会

開 会

原科座長 こんにちは。時間になりましたので、開始いたします。

本日は第 6 回目になりますが、まず、委員の交代がございましたので、新委員の御紹介をお願いいたします。事務局、どうぞ。

事務局（廿枝） 本日の資料 6 - 0 に委員名簿をお配りさせていただいておりますけれども、NGO の委員のお一人としてブリッジエーシアジャパンの新石さんが委員だったわけですけれども、御都合で退任されたいということでございまして、新石さんの方から同じブリッジエーシアジャパンの技術部長でいらっしゃる木村さんを御推薦いただきまして、JICA・JBIC としても御経験も豊富な方ということで、ぜひお願いしたいということで木村さんに委員を委嘱させていただきました。今回から御出席いただいております。

では、済みません、木村さん、自己紹介をお願いします。

木村委員 木村と申します。体調を崩しました新石にかわりまして委員を務めさせていただきます。BAJ の中では技術担当として、村落の地下水開発を主な仕事として 1999 年から仕事をしております。また、昨年から JICA さんの技術協力プログラムで地下水開発専門家としてかかわっております。BAJ は御存じのように現場型の仕事をしておりますので、この会合の中でも現場からの視点ということで発言させていただくような形

になるかと思えます。よろしくお願いいたします。

原科座長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。（拍手）

議 題

（１）清水委員資料説明

原科座長 それでは、きょうの議題に入ります。

お手元の議題表にございますように、（１）になりますが、清水委員からの資料の説明、これは前回ちょっと時間が足りなかったので残りがございましたので、残りの部分をお願いいたします。

清水委員 本日は風邪を引いておりまして、お聞き苦しい声で失礼いたします。

前々回、高梨さんから、NGO提言の9.2の事前の補償に関する件に関し、移転前に補償を受け取っていなかった理由についての御質問がありましたが、十分に回答できていなかったと思い、資料を用意させていただきました。簡単に御説明致します。

この事業はJ B I Cとアジア開発銀行（A D B）が協調融資をしている高速道路の事業です。今回、資料作成にあたって参考にした文献は全てA D B関係のものですが、資料が対象としている範囲としてはJ B I C区間も含んでおりますので、J B I Cにも当てはまる教訓があると思いました。

まず前提ですけれども、事業の移転計画書では、移転前に住民に対して補償を支払うことになっていました。しかし、実施されなかったということです。既に2006年7月にすべて移転が終了しております。

以上を前提にお話致します。前々回は、移転前に補償を受け取っていなかった住民に関する全体的な数字が出ていたと申し上げたのですが、全体的な数字はございませんでした。申し訳ございません。ただ、部分的に数字で出ているところがありましたので、それについては配布資料に記載しております。例えば、400人のサンプルをA D Bの技術支援として実施した中で、農地の喪失が喪失資産において認定された住民のほとんど、及び商業施設の喪失が喪失資産において認定された住民の30%が、生計手段の喪失に対する補償が支払われていませんでした。

次のページをめくっていただきますと、補償の支払いがされていなかった割合が示されています。

包括的、具体的な情報がない理由について、このレポートを書いたアジア開発銀行の関係者とインフォーマルにお話ししたのですが、まず、そもそも実施機関から情報を取るのが難しかったという背景があるようです。一つには、実施機関の方で情報管理システムがきちんと機能していなかったということ。二つ目には、住民から情報を得ようとしても、そもそも補償の支払いを示す証明書が影響住民に渡されていないということから、記憶に頼らざるを得なかったところがあるといった背景があるようです。

次のページが、質問の回答となります、補償の支払いが遅れた理由は、5つに大別できます。

1点目は、移転実施計画では移転前に支払われることになっていたのですが、実際には補償の支払いが分割の支払いとなっており、1回目の支払いの後移転しなくては行けないことになっていた。さらに2回目、3回目の補償の支払いが遅れていました。

2点目は、移転実施計画の実施のための資金が適切に実施の政府部局に財務省から充当されていなかったということです。

3点目は、移転コストが当初の予想より増加したことです。事業全体でコストが増加しているのですが、特に移転住民の数が増加したことに伴い、その費用が増加しています。

4点目は、ADBのモニタリングに関わることですが、本来ならばADBは実施機関が十分な資金があるということを確認することになっていたわけですが、十分な資金がなかったにも関わらず、ADBが適切に働きかけをスリランカ政府に対してしなかった、あるいは実施機関がコンサルタントを雇うときに、独立した機関としてコンサルタントを雇うことになっていたものが、独立した機関ではなくて、既にADBのコンサルタントとして雇用されているコンサルタントを雇用したということです。

5点目は、その他ということでもとめたのですが、裁判の係争中であるとか、そのほかもろもろの事情によっておくれたということです。

以上、簡単でしたが、前々回の質問に関連して説明させていただきました。

原科座長 どうもありがとうございました。

今の御説明で何か。大体御了解いただけただけでしょうか。何かあれば。よろしいですか、高梨委員。御了解いただいたと。

高梨委員 はい。ありがとうございました。

原科座長 ほかの方、御質問ございましたら。 よろしいですか。

(2) 業務フローについて

原科座長 では、2番目の議題に移ります。「業務フローについて」ということで、これは前回お願いいたしまして、もし可能であれば資料を用意していただくということでございましたけれども、今回用意していただいたということで、御説明いただきます。

JBIC(中澤) JBICの中澤でございます。JICAの植嶋さんとともに業務フロー関係の説明をさせていただきたいと思っております。

前回のこの会におきまして、質問項目を挙げていただきたいということをお願いしておりましたところ、多数御質問をいただいております、回答あるいは検討状況ということで、私どもの方で関係者をまとめていくのにかなり時間がかかりまして、ぎりぎりにこれをお送りしているものですから、いただいた御質問も含めて多少読み上げの形になりますけれども、御説明申し上げたいと思っております。

御質問いただいた項目を大きく5つに分類してございます。「ローリングプラン」「協力準備調査」「案件審査」「業務フローその他」「業務フローその他」の中で幾つかスキーム別に分けておりますけれども、5つ目といたしまして「環境社会配慮ガイドラインとの関係」ということでございます。

まず、お手元1ページでございますけれども、「ローリングプラン」につきましては、御質問がやや重なっているところもありますけれども、「ローリングプランの位置づけは何か」という御質問。それから、「ローリングプランと、現在外務省が作成している国別援助計画、JBICが作成している国別方針等とはどのような関係にあるのか」、「ローリングプランの作成主体は誰か。新JICAと外務省との間の役割分担、相手国政府との関係についてご教示いただきたい」、「ローリングプランに含まれる内容は何か。また、どのような事業が含まれるのですか。ローリングプランに記載される事業は、事業形成のどの段階にあるものが対象になるのですか」、「ローリングプランにおいて、個別事業についてどのような情報が盛り込まれるのか」、「ローリングプランに含まれない事業にはどのようなものがありますか」、「ローリングプランに含まれる事業と含まれない事業の根拠は何ですか」、「ローリングプランに含まれる情報のうち、公開される情報と公開されない情報を教えてください」、「ローリングプランにおいて公開されない情報は、事業のどの段階で公開されることになるのですか」、「ローリングプランは公開されるのか」、「ローリングプランと新JICAとしての事業支援に関わる意思決定との関係性を

教えてください」と、ローリングプランについてはこういった質問をいただいております。

ここは「回答」といいますよりは「検討状況」と書かせていただいております。といいますのは、詳細について政府の方で御協議をいただいているもの、あるいは政府と「J・J」間で協議をしているものが正直まだ多数ございますので、検討状況ということで現況について御報告させていただきます。それから、ローリングプランはまさにそうですけれども、基本的に政府の文書という部分がございますので、私どもの承知する限りということで、本当は政府の方からお答えいただいた方がいいのかと思う部分はございますけれども、可能な範囲でお答えさせていただきたいと思っております。

まず最初に、ローリングプラン、事業展開計画という形で、例えば「点検と改善」等にも記載されているかと思えますけれども、これは、3つの援助手法、技協、有償、無償でございますが、これを一体的に活用した効果的援助を実施する観点から新たに導入されるということですが、政府間・実施機関内の業務資料でございます。政府間というのは、おわかりのとおり、日本政府と途上国政府との間及び実施機関内の業務資料ということでございます。現地ODAタスクフォースにより国別に作成されるということでございます。国別の事業展開計画を作成することにより、相手国の開発政策との調和化を進め、中期的な見通しを持って案件を形成し、実施していくことを目指すものでございます。

事業展開計画の記載内容、運用方法の詳細は現在検討中でございます。現地ODAタスクフォース、外務本省、JICA本部、相手国政府で当該国に対する支援を俯瞰する業務資料とし、我が国の協力シナリオを構成する主要な投入となる事業が記載されるということで今検討を進めているところでございます。個別案件ごとではなくて、まとめて記載される場合もあるということでございます。これは、いろいろな用途に使われる際の利便性等も勘案した形で御検討を今いただいているということでございます。

次に「協力準備調査」でございますが、こちらについていただいた質問が四角の中にございますが、「調査開始の決定プロセス。決定する主体は誰か。決定までにどのような情報が準備されるのか。外務省の関与はあるのか」という御質問。それから、「案件形成段階において行われる『案件形成の方向性及び形成予定案件についての協議・確認』これは、前回フローチャートを示させていただいたかと思えますけれども、そこにありました言葉かと思えますけれどもは、どのような情報をもとに行うのか。また、『案件発掘・形成のための調査』との関係（手続の前後関係）はどうなるのか。現在の手続と異なる点があればご説明いただきたい」という御質問でございます。それから、「協力準備

調査とはM/P、F/S、SAPROFを統合した新しい概念とのことでしたが、その内容及び従来の調査と違う点を教えてください」という御質問。「『案件発掘・形成のための調査』は一括して書かれているが、技術協力、無償資金協力、有償資金協力でかなり内容が異なると思われる。それぞれについてどのような内容となるのか。また現在の技術協力に関する開発調査はどのような扱いになるのか。現在の手続きと異なる点があれば御説明いただきたい」という御質問をいただいております。さらに、「協力準備調査の種類と、各類型毎の調査プロセス」、「ローリングプランにある事業リストが、協力準備調査及び事業の支援に移るに当たって、どのようなプロセスがとられるのですか」という御質問。

「ローリングプランに掲載されていない案件についても協力準備調査を行うことがあるか」、「協力準備調査の業務指示書(TOR)作成のために、現在の開発調査における事前調査類似の調査を行う予定はあるか。ない場合、TOR作成のプロセスはどのようなものか」、「協力準備調査の前に事前調査をかけて、協力準備調査をやるかやらないかという意思決定というのがあるのか」、「審査前に協力準備調査が実施される場合、協力準備調査の報告書は審査前に公開されるのか」という御質問をいただいております。

こちらについての検討状況ですけれども、まず概要、全体に係ることといたしまして、新JICAにおける案件の形成・準備過程につきましては、3つの援助手法に係る調査業務を一つの調査枠組み、これがまさに案件発掘・形成のための調査、仮称として協力準備調査という名前をいただいておりますけれども、こういった調査の枠組みに集約いたしまして、案件形成の迅速化及び3つの援助手法間の連携による相乗効果、シナジー効果の発現に努めるということをまさに今協議しております。

案件の発掘・形成のための調査は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つの援助手法に共通して、案件の発掘・形成のための調査業務として、基本事業計画の策定、その中の協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性等の確認をこの調査の主な内容としております。

手続の流れでございますが、この調査については、外務省との協議・情報共有を踏まえて新JICAが決定するというところでございます。

政府におきましては、案件形成の方向性や形成予定案件が、特定の開発途上国における我が国ODA政策と合致しているかが確認されます。その上で、新JICAにおきまして、案件発掘・形成のための調査の実施に当たり、調査内容や調査方法等について検討する。また、実施する調査に関し、必要に応じ、委託先選定に関する公示に必要な情報等を準備

するつもりでございます。

ODA事業を実施する際は、途上国政府からの要請を踏まえまして、新JICAにおける案件の検討（審査）を経まして日本政府により支援の是非が判断されることとなります。支援される場合には、当該案件の閣議決定あるいは採択を経まして国際約束が締結されま

す。国際約束の後、新JICAと途上国政府あるいは事業実施機関等との間で合意文書が締結され、実際の支援が実施されるという流れになってございます。

協力準備調査のその他の御質問に対する検討状況でございますけれども、事業展開計画における協力準備調査の記載方法及びその運用方法の詳細につきましては検討中でございます。

在外事務所等を活用しつつ、TORの作成等に必要な情報収集のための調査を行った上で、協力準備調査の実施について検討することはあり得ると思っております。

協力準備調査の報告書の取り扱いでございますけれども、報告書に記載されている情報が本体事業の入札に与える影響、すなわち競争性が担保されるか等について十分勘案する必要があるため、この取り扱いについては検討中というのが現状でございます。

3つ目に「案件審査」でございます。こちらについていただいている御質問ですが、「個別案件の審査は、技術協力、無償資金協力、有償資金協力のそれぞれについて誰がどのような手続きで行うのか。現在の手続きと異なる点があればご説明いただきたい」ということ。「案件審査を開始する意思決定プロセス。何らかの決定が行われるのか、決定する主体は誰か」、「相手国からの正式な要請が案件審査の前提となるのか」、「新JICAは、現在の円借款と同様、無償資金協力についても、案件の審査結果に基づき実施の可否について新JICAとしての判断を行った上で、外務省にその判断を示すことになるのか」、「新JICAが調査（現在の開発調査に当たるもの）を行った後、日本政府の無償か有償で本体まで支援を行うことを決定する場合、その意思決定における日本政府と新JICAの役割はそれぞれどうなりますか」、「無償資金協力について新JICAが締結する贈与契約（G/A）には、円借款における融資契約同様、以下の条項が盛り込まれるのか。（1）住民移転計画最終版の提出やモニタリング結果の報告など、環境社会配慮上実施機関がとるべき措置、（2）贈与条件に違反した場合に新JICAが採ることができる無償資金協力の供与停止・中止などの法的救済手段」ということでございます。

案件審査全般についての検討状況でございますけれども、特定個別案件へのODA供与、これは3スキームともですけれども、途上国政府から外交ルートを通じた正式要請を受け

まして、日本政府におきましてODA供与の是非を判断するプロセス全般、これがいわば日本政府においては審査と呼ばれるプロセスでございます。新JICAにおきましては、日本政府による案件実施の判断に先立ちまして、実施機関として案件の検討・審査を行いまして、その結果を日本政府に報告することになります。

技協と有償の審査は現在の手続と同様と考えてございます。

無償につきましては、無償資金協力本体事業の一部に係る業務について新JICAに移管されることが法的に決まっておりますので、これに伴いまして、新JICAは実施機関としての案件検討の結果を日本政府に報告し、その上で日本政府は案件の実施の是非を総合的に判断するという手続になるかと思えます。

グラント・アグリーメントの内容につきましては、今後、実施主体である相手国政府のオーナーシップを尊重した形で環境社会配慮についてはいかなる対応が可能となるか検討したいと考えてございます。

次に「業務フローその他」ということで、こちらについては幾つかスキーム別の御質問、それからそれ以外の側面での御質問をいただいておりますので、それごとに検討状況を御説明申し上げたいと思えます。

まず有償でございますけれども、「現在の有償資金協力については、プレッジ前に外務省・財務省・経済産業省の3省協議が行われ、それよりもさらに前に、JBICによる審査が行われています。プレッジとは現在、具体的に何を指すのですか。また、新JICAの業務フローにおいては、プレッジはどこにどのように位置づけられるのですか」、「3省協議において、環境社会配慮も話されることもあると理解していますが、3省協議と環境社会配慮との関係、また、これらと新JICAとの関係はどのようなものになりますか」という御質問をいただいております。

こちらの検討状況ですが、プレッジ、いわゆる事前通報と呼んでおりますけれども、これについては、借入国政府に対しまして、具体的な金額あるいは金利等の条件を、国際約束の締結に向けた交渉に先立って通報することを指しております。新JICAの業務フローにおいては、新JICAにおける個別案件の検討・審査を経まして、日本政府が案件実施の是非を判断した上でプレッジが行われるというフローになってございます。

政府が円借款供与を判断するに当たり、当該案件における環境社会配慮面も考慮されます。これは当然今もやっていることですが、新JICAにおいても同様でございます。

次に、無償資金協力につきまして、「現在の無償資金協力については、実施候補案件採択を外務省が行い、その後閣議決定前に財務協議が、外務省・財務省の2省によって行われています。そのあたりの他省の関与はそれぞれ新組織においては、どのようになりますか」、「現在、基本設計調査の中で行われている無償資金協力の事業費の積算作業は、新JICAではどのタイミングで実施されることになるのか」、「無償資金協力について、現在、B/D ベーシックデザイン、基本設計調査 という形で事業費の積算の作業が行われていますが、これがこの表の中でどのように位置づけられるのか」、「もし積算作業が協力準備調査の一環として実施される場合、積算作業と案件審査の前後関係はどのようになるか」、「積算作業後に審査が行われる場合、現行ガイドライン策定時に外務省やJICAが行った『B/Dに入ると、その後無償資金協力を行わないということは極めて少ない』、『環境社会配慮上の問題は、基本設計調査の段階までに解決されることが前提となっている』という説明との整合性を明らかにしてほしい」という御質問をいただいております。

検討状況でございますが、新JICA発足後においても、現行同様、無償資金協力に係る実施候補案件採択は外務省が行い、その後、閣議決定前に財務省との協議が行われることになると承知しております。

協力準備調査の柔軟な活用により、現行の無償資金協力の予備調査、基本設計調査、ここには積算作業も含んでおりますけれども、これらに相当するものもそれに含め得る、すなわち案件の発掘・形成のための調査に含め得ると考えております。

次に技術協力でございますが、「新JICAのフローの『技術協力』では、合意文書締結(MOU)【仮称】と書かれているが、このMOUとこれまで技術協力における合意文書とされていたR/Dの違いは何ですか」、「新JICAのフローでは、技術協力においても、閣議決定及び国際約束締結がされるように書かれていますが、現状では、技術協力プロジェクトについては閣議決定および国際約束の締結はなかったと理解しています。新組織における『技術協力』スキームの現状との変更点を教えてください」という御質問。それから、「現在JICAで行われているマスタープランとフィージビリティ・スタディの一体型の調査というのはどのように位置づけられることになるのか」という御質問をいただいております。

これら技術協力に関する検討状況でございますけれども、MOU(Memorandum of Understanding)、仮称でございますけれども、これは、現在の技術協力プロジェクトの

R / D (Record of Discussion) と開発調査の S / W 等、実施機関の合意文書を総称して使用しているものとございます。

3 スキーム共通のプロセスといたしまして、案件の閣議決定あるいは採択と記載しておりますけれども、技術協力プロジェクトについては閣議決定は行われません。他方、従来から国際約束の締結は行っております。技術協力スキームには大きな変更は今のところ想定しておりません。

次に、マスタープラン + F / S 一体型の調査でございますけれども、これについては、将来の我が国の協力案件、主に有償・無償資金協力でございますけれども、この形成あるいは事前準備としての性格を有する調査は、案件の発掘・形成のための調査、協力準備調査でございますけれども、こういう形で行われると理解しております。この場合についてはマスタープランを作成するものではないということでございます。

現行の開発調査のうち、案件の発掘・形成のための調査ではなく、原則、新 J I C A の資金協力を必ずしも想定しない、政策立案または公共事業計画策定支援に係る調査については技術協力と位置づける方向で検討しているということでございます。

次に、政策協議において提案される事業でございますが、「『気候変動対策円借款』では、政策協議において事業を選定すると理解しています。このような業務フローは他にありますか。あれば、どのような事業形態か教えてください」、「1 のような業務フローの場合、政策協議の終了とともに事業を支援することを決定しているのですか」という御質問をいただいています。

こちらの検討状況でございますが、気候変動対策円借款において、政策協議は事業を選定する協議ではございません。気候変動対策円借款を含め、本年 1 月に日本政府が発表したクールアース・パートナーシップに基づく支援、これは円借款であれ、技協、無償であれ、あるいは国際機関を通じた支援等であれ同様でございますけれども、これらにつきましては、支援の実施に先立ちまして、日本と当該途上国との間のクールアース・パートナーシップ構築のための気候変動対策に係る政策協議を開催いたしまして、温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立等、クールアース・パートナーシップのもとでの原則についての認識が共有できること、これをまさに政策協議で確認するというプロセスを想定してございます。

次に、民間企業提案型の事業ということですが、「民間企業提案型の事業についての、意思決定プロセスはどのようになっていますか。報道では、民間企業が提案した事業につ

いて途上国の開発に有効である旨、外務省が判断した場合、外務省が当該政府に対しODAを要請してもらうよう伝えると伝えられています。この報道は正しいですか。また、このような民間企業提案型の事業について、新JICAはどの段階でどのように関わのでしょうか」という御質問です。

こちらの検討状況でございますが、4月18日に日本政府が発表しております「成長加速化のための官民パートナーシップ」につきましては、外務省のホームページ上に関連資料が出てございますので、御参照いただきたいと思います。民間企業提案型事業が途上国の開発に有効であるかどうかについては、外務省のみならず、他の関係省庁及び新JICA等実施機関が協議の上で決定することになってございます。また、外務省が当該国政府に対しODAを要請してもらうよう伝えるのではございませんで、先方政府に推薦させていただいた上で、先方政府が要請するかどうかは、あくまでも先方政府が他の案件とのプライオリティを勘案して判断するものというところは変わりません。要請がなされた場合は、その後の流れは通常の案件と同様でございます。新JICAの関与の仕方も含めて詳細については現在まだ整備中という段階でございます。

それから、ここの部分の最後でございますが、案件の発掘・形成のための調査以外の調査ということですが、「協力準備調査以外の、実施段階における調査の種類と、各類型毎の調査プロセスを教えてください」という、実施段階の調査に係る御質問をいただいております。

スキームごとに特性がございますので、実施段階の調査の種類化を行うことは容易でございませぬけれども、いずれも新JICAによる実施監理を通じまして、開発効果発現の促進・確保を行うことを目的とした調査でございます。具体的には、案件の進捗管理を行うための調査、開発効果発現の促進・確保を行うための追加的あるいは補完的な措置に係る調査等がございます。これらの調査は、コンサルティング会社などに委託する等して実施されることとなります。これは現行でも同様の調査の形態でございます。

最後のくくりでございますけれども、「環境社会配慮ガイドラインとの関係」ということで御質問をいただいております。

「技術協力、無償資金協力、有償資金協力のそれぞれについて、上記手続きの各段階で、現在、ガイドラインのどの部分がどのように適用されているかを示しつつ、これと比較して、新たな手続きになったときに、新たなガイドラインがどのように適用されることになるのか、現時点でわかる範囲でご説明いただきたい」、「現JICAの環境ガイドライン

では、『協力事業の要請がなされた際に、要請案件における環境社会配慮の内容等について確認しカテゴリー分類する』と記載されているのに対し、現 J B I C の環境ガイドラインでは、『融資等を意志決定する際に環境レビューを実施する』と記載されています。有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つのスキームにおいて最初のカテゴリー分類の実施、見直しのタイミングに関し、既にイメージをお持ちであれば教示願います。また案件発掘調査のように必ずしも相手国政府から要請がないものもありますが、この場合カテゴリー分類はいつの時点で実施されるのでしょうか」、「新 J I C A では、J I C A のプロジェクト形成調査、無償の予備調査、開発調査及び J B I C の S A P R O F が統合され、協力準備調査という名前で新たにスタートすると伺っていますが、新 J I C A に対しては、特に有償資金協力の案件実施準備段階の迅速化に対する期待は大きいと思います。2つの組織で実施されていた同一プロジェクトに対する調査及び環境評価に関し、可能な部分については、省略していくことが好ましいと考えます。特に事業の実施までに時間を有する有償資金協力を例にとり、供与表明までにどのような調査が実施され、どのようなタイミングで環境配慮の確認作業が実施されるか具体的に教示願います」、「現 J I C A 環境ガイドラインには審査諮問委員会の常設、現 J B I C ガイドラインにおいても必要に応じた委員会の設置が記載されていますが、資金協力に対しても今後審査諮問機関による助言が行われるのでしょうか。資金協力の事業の実施主体は相手国政府であるものの、特に環境影響が大きい案件について、専門家の助言を得ることは透明性の確保及びより良い案件を形成するうえで好ましいと考えます」という御質問等をいただいております。

こちらの検討状況でございますが、新ガイドラインにおける手続きにつきましては、まさに今後この有識者委員会で御議論いただきたいと考えてございます。

現行ガイドラインにつきましては段階別に規定を置いているわけではございませんけれども、あえて案件形成段階、案件審査段階、意思決定段階、実施段階と分けますれば、J B I C のガイドラインは、案件審査段階から実施段階において J B I C が行う環境社会配慮の手続をカバーしてございます。一方、J I C A のガイドラインは、J I C A 事業の実施段階において J I C A が行う環境社会配慮の手続をカバーしているものでございます。

案件発掘・形成のための調査に基づき案件形成が行われる場合には、個別案件形成に当たりカテゴリー分類を行い、必要な環境社会配慮調査を行う方向で検討しております。調査途中の分類変更もあり得るかと思っております。案件発掘・形成のための調査を行わない案件で先方政府から正式要請書が提出された案件については、要請時の情報に基づき、環境社会

配慮に係る案件検討・審査を開始する際に当該案件のカテゴリ分類を行う方向で検討しております。

案件発掘・形成のための調査に基づき案件形成が行われる場合には、案件形成の段階から環境レビューに必要な環境社会配慮に関する情報を十分に収集・分析することができ、案件形成の迅速化を図ることが可能になると考えてございます。

現行 JICA ガイドラインには審査諮問機関の規定があり、また、現行 JICA 及び JBIC ガイドラインには相手国における委員会の設置の規定がございます。現行 JBIC でも、環境影響が大きい案件を中心に外部専門家の助言を積極的に得ております。新ガイドラインにおける審査諮問機関については、技術協力事業の実施には新 JICA が直接かわりますが、資金協力事業の実施主体は相手国政府等であるという違いを踏まえて検討する必要があると考えてございます。

ちょっと長くなりましたけれども、いただいた御質問に関しまして、現在の検討状況ということで、政府で御検討いただいている部分もございませうけれども、私どもの承知している部分ということで御説明させていただきました。

原科座長 どうも御説明ありがとうございました。

たくさんございますので、一遍にまとめると混乱すると思いますから、順番に参りましょう。

1 番目、ローリングプランの部分の御説明で何か御質問、御意見ございますでしょうか。

福田委員 どうも御説明ありがとうございました。

質問させていただいた点の中で幾つかお答えがいただけなかった点がありまして、これは恐らくまさに検討中で、なかなか紙には落としにくいところがあるのかもしれないですが、その点も含めて、今改めて口頭で補足的に質問させていただくことがあるかもしれないので、今、議論がどういった状況なのかということも含め、もしお答えが可能であれば、教えていただきたいと思っております。

1 点目ですが、事業展開計画、ローリングプランというのは政府の文書であるという御説明があったのですが、作成主体は現地 ODA タスクフォースであるということで、その辺の関係がよくわからなかったのです。この文書について、最終的にまとめ、責任をとる主体は外務省になるのか、あるいは新 JICA になるのかということをお教えいただければと思います。

2 点目ですが、現地 ODA タスクフォースというのは恐らく現地で大使館と JBIC と

JICAのODAの担当者が集まって行われている会議のことだと思うのですが、ローリングプランの策定において現地ODAタスクフォースが主体となって行うということはわかりました。この中で、例えば、今、現地のODAタスクフォースについて、民間企業の方が入った上で拡大版のODAタスクフォースをやろうという動きがあったり、一方で、以前から幾つかの国では、現地の大使館あるいはJBIC、JICAの方とNGOの方の間で協議が持たれているというODA大使館という仕組みがあったりしますが、政府機関で形成されているODAタスクフォースに外部のステークホルダーを含めた主体がローリングプランの策定に関与する可能性というのはあるのかどうかということをお教えいただければと思います。

3点目ですが、御説明の一番最後に、案件ごとではなく、まとめて記載される場合もあるという御説明があったのですが、これはどういうイメージなのかということをお教えいただければと思います。

最後になりますが、ローリングプランが公開されるのかどうかといった点について、私もそうですし、清水委員からも質問があったのですが、この点についてお答えをいただけなかったのですが、今どういう議論がなされているのか、あるいは、もし公開が難しいというのであれば、公開についてどのような懸念があって今議論がなされているのかということも、よろしければ御説明いただければと思います。

以上です。

原科座長 では、以上に関しまして御回答をお願いできますか。

JICA（植嶋） まず1点目の、最終的に責任をとる主体はだれかということですがけれども、この文書のクレジットというか、どういう名前を出されるかということ、これは現地ODAタスクフォースということになるのだろうかという話はあるのですけれども、最終的な責任の主体という話はまさにまだ議論をしている最中ですので、きょうここでお答えすることはできません。

それから、現地ODAタスクフォースに民間の方の参加をえること、それからNGOの方に入っていただくということは確かにございます。ただ、これは毎回入るというわけではなくて、恐らく定期的にトピックをある程度決めるときに入っていただくというアレンジになるのだろうと考えております。したがって、外部のステークホルダーが、いわゆるローリングプランを常に検討するような立場で参加するというふうには理解しておりません。

それから、まとめて記載される場合というのは、御存じのとおり、円借款というのは1件当たり数百億という案件、他方、草の根の技術協力だとか草の根無償というと本当に小さい案件がございますので、例えば保健分野についてはある年に草の根技協を実施」と言った形式で、何件になるかわかりませんが、スキーム名だけで書いたりとか、あるいは、個別の案件というよりも個別の案件をまとめたプログラムのような形で記載する場合もあると思います。

それから、公開するかしないかについては、ここにも書いてありますとおり、業務資料ということで、今、政府との議論の中では、公開しない方向で検討しているということがございます。

原科座長 今の4番目で、業務資料なので公開しないというのはどういうことですか。業務資料は情報公開の対象になるのではないですか。

JICA(植嶋) なぜ公開しないのかという.....

原科座長 業務資料だから公開しないとすぐにはいかないのではないですか。多くのものは対象になるのではないですか。

JICA(植嶋) 業務資料だから公開しないというのは、ちょっと因果関係の言い方が間違っているかもしれません。

原科座長 今のはびっくりしましたよ。業務資料なら、むしろ公開を原則でつくっていただかなければ困るんですよ。透明性のためにね。だから、業務資料であって、これこれの理由で一部は公開できないと。

JICA(植嶋) そうですね。その間がちょっと抜けていたと思います。

原科座長 これは大変大事なことですよ。透明性を確保しながら業務をしていただく。

JICA(植嶋) まず結論的に申し上げますと、今のところ公開しない方向で検討しているということです。その理由ですけれども、実は、この理由については、まだ政府との間で十分議論をして、これだという話になっているわけではないのですけれども、まずローリングプランの性格として、まさにローリングしていく内容ですから、場合によっては四半期に1回内容がどんどん変わっていくものがございます。それから、相手国政府の正式な要請がない案件も仮置きのような形で記載する場合があるということで、それがそのまま外に出てひとり歩きしてしまうというのはいろいろな意味で誤解を与えたりしてしまうと考えています。公開するかしないかについて最終的に決まったわけではないのですけれども、現時点では公開しない方向で検討中ということがございます。

JBIC（中澤） 今、植嶋さんからお話があったとおりでございますけれども、例えば円借款におきましては、外務省のホームページをごらんいただきますと、国によりまして、ロングリストということで今後の協力の候補案件の長いリストが載っている国がございます。当然のことでございますけれども、日本政府と先方途上国政府が合意の上でそういったロングリストを公表するというので、合意されたものについて出ているということでございますので、必ずしもすべての国についてそういうリストが公表されているという状況ではございません。事業展開計画につきましても、将来の協力候補案件、あるいは、先方政府にとっては、要請案件だったり要請候補案件だったりということが載ってくるということになりますと、途上国の国内におきましても、こういったものを載せる、載せないということについてはかなりいろいろ議論があるところだと思いますので、いずれにしましても、なかなか日本だけで決められることでもないのかなという部分は非常にあるかと思っております。その後の議論を円滑に進めていくためにこういった取り扱いができるのかということ、先方政府との関係等について勘案しながら日本政府で今御検討いただいているということかと思えます。

原科座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

今の御説明ですと、相手国政府との関係も考えて、場合によっては公開もあり得る、そういうことも考えておられるのですか。一律公開ではなくて。

JBIC（中澤） そこは、申しわけないのですけれども、新JICAとしてお答えできる範疇を超えているかと思えますので。

北村委員 外務省の北村でございますが、一言で申しますと、そもそもローリングプラン、事業展開計画に何を書き込むかということについて現時点ではまだコンセンサスがないう状況でございます。今回のJICA・JBICさんでつくっていただいた紙では、もともとローリングプランの目的が、相手国の開発政策との調和化を進め、中期的な見通しを持って案件を形成できるようにということでございますので、そういう観点から申し上げれば、要請あるなしにかかわらず、なるべく多くの案件を記載すればいいのではないかというような考え方に至ります。他方で、要請がない案件について、果たしてどこまでどう載せるべきかということについてまだ整理がついていないというのが1つございます。あとは、業務資料という言い方をこの中ではしてございますけれども、業務に役立てる上では各プロジェクトについて各種情報が含まれる方が便利ですが、逆に書き込めば書き込

むほど、場合によってはその後の入札との関係でまずいような状況も出てくるかもしれませんが、なかなか公表しにくくなる。ただ、いずれにせよ、どこまでどういう情報を盛り込むかということについて現時点で意思決定ができていないということでございますので、公開の可否についても、まだこの段階では検討中というのが現状でございます。

原科座長 どうもありがとうございました。

それでは、この件はよろしいでしょうか。

福田委員 今の点についてお伺いしたいのですが。ここで議論すべき内容なのかどうか、あるいはだれに質問を投げればいいのかということがよくわからなかったりするのですが、一応今のところは、この文書自体のクレジットはタスクフォースという形で、共同で新 JICA と大使館が作成されることになるとは思いますので、新 JICA としてのお答えということだけでいただければと思うのですが。

今の話でよくわからなかったのは、1つは、正式な要請がないから外に出すのが難しいというお話があって、その点が私にはいまいちすんなりとはのみ込めなかったというのが正直なところですよ。実際に今後、この案件の進度が前に進めば、例えば案件形成の段階で協力準備調査をやっていくということになるわけですが、この段階でも必ずしも正式な要請があることを前提にするものではないということはあると思いますし、正式な要請があるかないかが外に出せるか出せないかというのにどう影響してくるのかな、ということがよくわからないところがあります。

もう1つは、先ほど円借款のロングリストのお話がありましたけれども、これも今は既に公開されているもので、それによってどういう弊害があるのだろうということが私には理解できません。もっと言えば、例えば世界銀行だとかアジア開発銀行が作成している国別援助計画、呼び方は機関によって違いますけれども、こういったものは、今後3年とか4年というスパンでどのような事業を行っていく可能性があるのかということについて後ろの方にリストとして載っているというのが現状の取り扱いだと思います。これによって、実際にこの案件が実施されていないではないかとか、あるいは途上国の中でこういう混乱を生じさせたという話を私は伺ったことがないので、今お話しいただいたローリングプランを公開できない理由というのは私には納得できませんでした。

JBIC(中澤) 北村委員から御説明があった部分とちょっと重なりますけれども、現状におきましては、ローリングプランにどのような範囲でどのような項目を盛り込むかということ自体御検討いただいている最中という認識でございます。実際に実務をやってい

てこのところが非常に難しいなと思いますのは、まさに円借款のロングリストがそうでもございましたけれども、これは国にもよりますけれども、円借款のロングリストについては基本的には案件名を何ら、例えばインドネシアであればインドネシア政府がプライオリティをどれに置いているのかとか、あるいは日本政府の方がプライオリティをどういうふうに置いているのかといった情報を抜きに何十ものプロジェクトが同列に並んでいるようなものが基本的なロングリストのパターンだと思います。これを例えば優先順位をつけたり、要請されていない案件においてどれを載せるということになりますと、途上国の政府の中においても、どうしてあの案件が載っているのにこの案件を載せてくれないんだ的な話というのは、中央政府と事業実施機関の間、あるいは中央政府と地方政府との間でさまざまな議論が起こる部分だと思います。これは実際に世銀等において例えばカントリー・アシスタンス・ストラテジー等には案件名が幾つか載っているというのがありますが、そこにおいてもそういう部分が全くないとは言えません。実際にそういう議論が途上国の政府の中で議論としてもあった国がございます。ですので、項目の中身ですとか深さみたいなものと公開ということとのプラスマイナス、コスト・ベネフィットみたいな話もあわせて勘案していかないとなかなか決めていけない。いろいろ双方の意思が入れば入るほど、それを出したときのインパクトもあるかと思しますので、その辺を今まさに総合的にいろいろ検討、勘案していただいている部分かと思えます。

福田委員 1つだけ確認させていただきたいのですが、最終的にローリングプランとして確定され、もちろん変更はされるのでしようけれども、そのものについては相手国政府の了承を得た上で確定するということになるのでしょうか。

JBIC(中澤) そのプロセスも含めてまだ詳細を検討中ということかと思えます。

高梨委員 これはお願いなのですが、案件情報はできるだけ前広に出していただいた方がいろいろな意味でいいと私どもは思っております。特に、今、国際機関のお話がありましたけれども、国際機関の場合は、パイプラインプロジェクトのリストというような形で、どういう案件を検討しているかというのが結構公開されているといいますが、情報を提供している状況なのです。従来、日本の援助について頭の部分で非常に不明瞭だったというところがあるものですから、私どもも民間としていろいろな形でプロジェクトを追っていく、あるいは協力していくという観点では、早目に情報が出てくるといいと思いますし、今、中澤さんがおっしゃったように、このローリングプランに載っているのはそういうプロジェクトですというような状況でお話しいただければ、特段不都合はないので

はないかと。要するに、まだ成熟して決定しているものではありません、ただ検討対象としてこういうのが出ていますというようなことも含めて、お願いとしては、ぜひ公開していただければと思っております。

原科座長 そういう備考をつけるような格好ですね。それで十分対応できるのではないかと。

吉田副座長 結構このポイントは重要で、新JICAが国民に対して、あるいは途上国に対してどういう基本的なスタンスで臨むかということの象徴の1つだと私は思っています。したがって、公開を原則に議論してもらいたい。すなわち、公開することを念頭に置いて、中身、深さ、コンテンツをどうするか、そういう方向で検討してもらわないと、逆に公開できない理由を国民あるいは途上国、受け入れ側に説明するのは非常に困難だと思います。そういう大事なところだと思います。それはいろいろな書き方があると思うのです。これはローリングプランだから、ある1年のある時点での情報であって、当然サブジェクトチェンジ、いかようにも変わりますよということを最初に言わなくてはいけない。かつ、向こう側の要請があったものはそういう印をつければいいし、ないものはないんだよというふうにし、かつ、もうちょっとやるならば、途上国の了承を得ていませんということも最初に出してもいいし、いろいろなオプションが考えられると思うのです。要は、公開を原則とするという強い姿勢を持って臨めば、コンテンツあるいは前書きという手段でできることではないかと思えます。

原科座長 ありがとうございます。

それでは、満田さんですね。どうぞ、フロアから。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。

今まさに吉田先生、高梨委員、福田委員からお話があったとおりなのですが、私もこれは公開しない理由というのが納得できませんでした。環境社会配慮上の理由から言っても、現行ガイドラインにある、かなり早期からの環境社会配慮を広く意見を聞いてインプットしていくという趣旨から言っても、このような早い段階からローリングプランを公開することはむしろプラスの効果があるのではないかと思いました。

原科座長 ありがとうございます。

たくさんの方から、公開に関してはやはり前向きにという御意見をいただいたと思います。私もさっき申し上げたのはそういう感じです。業務資料だから非公開だという御説明がありましたので、それは今の考え方ではありませんよね。業務資料であるからこそ公開

を前提にきちんと書いていただかないといけないと思います。情報公開法がそういう考え方でできております。そういうことで、その辺はやはり、今、吉田先生もおっしゃったように、新JICAのスタンスを世界に示すためにも、ぜひそういう方向でお考えいただきたいと思います。ですから、いろいろな段階がありますね。できるだけ公開する範囲を広くしていただきたいと思います。お願いしておきます。

それでは、次のところに移ってよろしいでしょうか。

2番目に参ります。協力準備調査に関しまして御質問ございますでしょうか。

清水委員 御説明ありがとうございました。3ページ目の一番最後のボツのところ、協力準備調査の報告書の取り扱いに関して、公開するか否かについては検討中という趣旨のお答えでしたが、現在既にJICA、JBICで出しているものについては基本的には公開という扱いで宜しいのでしょうか。それ以外の、現在公開されていないものについて現在検討中ということなのでしょうか。

JBIC(中澤) 質問の趣旨を取り違えていれば正していただければと思いますが、協力準備調査自体がある種新しい概念の調査、御質問の中でも、あるいは前回等の御発言の中でもあったかと思いますが、マスタープラン、F/S、SAPROF、そういったものに関連する新しい概念ということで、必ずしも今までの調査と比較できるものではないとは思いますが、ここで書いていますのは、まさに新しくできる協力準備調査の取り扱いということでございます。協力準備調査は、スキーム別に分かれているようなかなり審査に至る段階に近いものもあれば、3スキーム一体でかなり上流部分について調査する部分もあるかと思いますが、その新たにでき上がる協力準備調査の取り扱いということでここでは書かせていただいております。

JICA(植嶋) 繰り返になってしまうのですが、御質問の中に、協力準備調査とはM/P、F/S、SAPROFを統合した新しい概念とお考えになっておられる方が多いと思うのですが、我々の整理ではそうではないのです。全く新しい性格の調査であると。第2回目に法的根拠の説明をさせていただきましたけれども、M/PとかF/Sというのは、今、技術協力としてやっているわけです。それに対して、今度の協力準備調査というのはあくまでも資金協力等を実施する前の情報収集としてやるということになりますので、外から見ると似たようなことをやっているかもしれないのですが、位置づけ、性格は変わってくる新しいタイプの概念と御理解いただいて今後議論を進めさせていただいた方が間違いないかなと思っています。

清水委員 ありがとうございます。性質の違いについては理解いたしましたけれども、ここで意見を差し上げるような趣旨のことでもないかもしれませんが、そうであればなおさらのこと、実施につながる可能性が高い、そういう意気込みでやるというような調査であればあるほど、ぜひこれは公開を前提に進めていただきたいと思います。

JBIC（中澤） まさに今検討中のところでございます。

原科座長 そういうことだと思います。その検討をしていただくということだと思います。

ほかに御質問ございますでしょうか。

福田委員 同じポイントについてお伺いしたいのですが、入札に影響を与える情報、あるいは報告書に記載されている情報というのは具体的にどのようなものを指して御検討なさっていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。これはJICAさんの運用実態確認報告書の中で出てきていますが、例えば現在、無償資金協力事業の基本設計調査の日本語版については入札に与える影響があるので入札が終了するまでは公開しないという取り扱いがなされているという記述がありましたが、こうした個別事業の詳細な設計、入札に影響を与えるような詳細な設計についてお話しいただいているのか、それ以外のものについても何かここに関わってくるようなものを情報としてお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

もう1点は、入札に与える影響等の「等」の部分について、もし何かほかに、こういうものが公開との関係で考えられるというものがあれば教えてください。

JBIC（中澤） おっしゃいましたとおり、入札については、まさに積算でありましたり、あるいは入札のパッケージングの情報あたりに関係してくるのかと思いますけれども、まさに入札に影響を与えるような情報というのはあり得るかと思います。

「等」につきまして、特段強い意識があった「等」かどうかという部分はありますけれども、私ども、当然のことながら先方政府の協力を得てさまざまな調査活動をやっておりますので、先方政府としてなかなか開示できないような情報、それぞれの国にそれぞれの情報開示の法律があったり、取り決めの的なことがあるかと思いますが、そういった情報が場合によってはあり得るかとは考えております。

原科座長 私から1つ質問をいいですか。

いつも思うのですけれども、積算に関する情報を公開することが入札に影響を与えるという、その考え方が私はどうも変だと思うのですよ。実におかしなことで、入札のときは

なるべく正確な情報を与えないと、入札する側は適切な費用見積もりはできないのですよ。だから、積算根拠を与えるのは全然悪くなくて、問題は、特定の主体に秘密裏にそういう情報を与えたら、これはアンフェアなことが起こるのです。だけど、イン・パブリック、最初から公開でそういう情報をきちんと伝える分には全く問題ないのです。その方が合理的な見積もりができますから、その方がいいですよ。極端な例は、最近イギリスでは民営化が進んできました、道路の建設なんかでも最初からできそうなところをきちんと決めて、そこに入札 入札というのか、そこにもうお願いしてしまうような格好が出てきたと聞きました。それはもっと情報が早目に来るわけです。その方が社会的には費用が減るのですね。だから、合理的な判断をするのだったら、積算情報を公開してはいけないというのは、私には全く、どういうことでそういう根拠になるのかわかりません。その理由をもう少し正確に教えていただきたいですね。ちょっと観点を間違っていないですか。一部の人に伝えるのは問題だけれども、最初から全部公開すればいいわけでしょう。

JBIC（中澤） これは協力準備調査の話ですので、必ずしも全部についてカバー、私が知っているような実務ができているかどうかわかりませんが、円借款においては、私どもJBICあるいは新JICAにおいて審査します前提となるフィージビリティ・スタディについては、主には途上国政府から提供されてきております。その上で、例えば彼らが詳細設計をやって入札書類をつくり、国によっては予定価格をつくりというようなことをやっています。そもそも積算予定価格を公表するのかどうかということも国によって確かに取り扱いが違っておまして、まさに先生御指摘のとおり、情報の非対称性といえますか、特定のグループのみにそういう情報が出てくるとなると問題だと考えて、そもそも出さない国もあれば、逆に出不さないことで非対称性をむしろ高めてしまうという考え方のもとに出している国も最近出てきているというもおっしゃるとおりかと思えます。そういった世の中全般の動きでありますとか、私どもが取り扱います途上国における入札ということ、資金協力については途上国政府の方の事業になりますので、彼らの考え方、そういったことを勘案して決めていくことになるのかと思えます。

原科座長 ですから、ぜひそういう新しい考え方を導入していただいて、できるだけ合理的な判断ができるようにして、費用対効果を高めていただきたいと思えます。

フロアからどうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

現行のJICAさんの開発調査の報告書は当然のことながら公開されているわけですよ

ね。幾ら新しいスキームだとはいっても、内容的には、案件形成の過程でF / Sなどを準備するような調査になる。実質的にはかなり類似の部分が多いのではないかと理解しています。仮に協力準備調査の報告書が一部なりとも公開されないといたしますと、現行のプロシージャーで公開しているものを公開しないということにならないかというのが1点です。

それから、現行はJICAさんで開発調査が行われまして、その報告書が公開されて、ある程度の期間を置いた後、その中のあるものは円借款につながる。その場合、円借款のアプレイザルというものは、当然のことながら開発調査報告書なども非常に重要な情報の1つになる。そういった流れがあるわけなのですが、現行の手続の中で、協力準備調査報告書の作成が終了し、かつ公開されないうちにアプレイザルが実施されることがあり得るかどうか。あり得たら、これは非常にまずいことなのではないかと思ってお聞きするわけです。

その2点について教えてください。

JICA（植嶋） 現行のフィージビリティ・スタディ報告書の取り扱いについて、まだこれは検討中なので公開しないということが決まったわけではないですが、仮に公開しない場合は同じようなことをやっていて取り扱いが変わってしまうのは変ではないかという意見だと思います。繰り返しになりますが、フィージビリティ・スタディの今の枠組みというのは、あくまでも相手国政府が行おうとしている公共的開発計画、公共事業計画づくりを技術協力として支援していくという位置づけでございまして、その結果として、報告書の中にいろいろな数字とかが出てきて、公開されることは現にあるわけです。これはお答えになっていないかもしれないですけども、時々JBICさんから、円借款と近いタイミングで実施されるような調査については、公開のタイミングとかを少し慎重に考えてほしいというようなことは今でも言われているという状況はございます。公開するかしないかというよりも、公開のタイミングについては今のフィージビリティ・スタディの報告書でも慎重に配慮する必要があるケースがあるということです。ただ、繰り返し申し上げますけれども、今のような御意見も賜った上で、どうするかというのはこれから良く検討するということですので、趣旨を御理解いただきたいと思います。

JBIC（中澤） 2つ目の方は、報告書と審査との関係という感じでよろしいでしょうか。

一般参加者（満田） はい。

JBIC（中澤） 新JICAにおいて例えば案件の検討・審査を行うに際しまして、環境配慮関係あるいは社会配慮関係の情報が必要ですが、報告書が出ているかどうかということでは必ずしもないのかなど。要するに、環境社会配慮を検討するに当たって十分な情報がアベイラブルになっているのかどうかという観点だと思います。例えば、報告書の完成を待って、印刷を待ってから審査をとということになりますと、それだけタイムラグが生じる部分はあるかと思いますが、問題は、報告書という形であれ、そうでなかったとしても、必要な情報が十分にあって、必要なものは出されているかということなのかなとは考えております。

清水委員 情報公開についてですけれども、私がこの業務フローにかかわる質問の中で出してしまったのもちょっと反省しているのですけれども、今のお話を伺っていると、公開のタイミングもしくは公開の範囲については業務フローの議論をされている中で決定されているような印象を受けました。一方で、情報公開のタイミングもしくは範囲につきましては環境配慮においても非常に重要な事項であると思っておりますし、私たちもNGO提言書の中で幾つか情報公開についてのポイントととして提出させていただいています。要するに、情報公開の範囲・タイミングについては、私たちはここで付与の話として受けるのか、ここで議論できるようなことなのかということをお伺いしたいと思います。ちなみに、言うまでもないことですが、ぜひこの場で議論させていただけるといふことにして頂けるとありがたいと思っております。

JBIC（中澤） 環境社会配慮に係るこの委員会でTORと申しますかマニフェストとしていただいているようなこととの関係での業務フローであったり、情報公開の関係であったりということについてはここで議論いただくと認識しています。

原科座長 そうですね。私もそう思います。それで業務フローのことをお聞きしたいと前に申し上げたのです。同じ認識です。

福田委員 すみません、しつこく情報公開の話なのですが、先ほどの植嶋さんのお話の中で、JBICの方から、円借款の直近に行われるフィージビリティ・スタディの報告書については公開のタイミングについて配慮してほしいという話があったりするというお話だったのですが、その点について具体的に、例えばどのような理由で、どのタイミングまで遅らせてほしいということがあるのか、その背後にある理由は何なのかということをお伺いしたいと思います。

実は、私も基本的には協力準備調査の報告書というのは完成次第すべて公開するべきだ

と思っているのですが、これまで、この点については、JBICの皆さんとSAPROFの報告書の公開をめぐって相当さまざまな議論をさせていただいております。基本的には、現在のところ、SAPROFというのは公開しないという前提で調査が実施され、最終的に公開されないままに案件の審査に入るわけですけれども、これを公開してくださいということを昔から常々お願いしてきたのです。そのときに御回答いただく内容は、まさに先ほど中澤さんがおっしゃったように、相手国との関係で公開を前提とってしまうと情報をとるのが大変になってしまう、調査に必要な情報がとれなくなってしまうという形の御回答をこれまでJBICからは縷々御説明していただいております。私はずっとこの説明がよくわからないなと思っていて、何でJICAはフィージビリティ・スタディを公開して問題なく案件の形成を行うことができ、JBICのSAPROFは非公開を前提にしないと案件形成に必要な情報が得られないのかという違いを昔からよくわからないなと思っていて、もしその議論が今から行われる協力準備調査の報告書の公開に持ち込まれ、そしてフィージビリティ・スタディの公開にまでぐちゃぐちゃとそういう理由が入り込んでくるのであれば、それは非常に問題だと思います。一体何が本当に問題点なのかということ、現在JICAがフィージビリティ・スタディは公開しているということを前提にした上できちんと御説明いただきたいなと思います。

原科座長 今の件はいかがでしょう。JICAは公開している同じレベルの調査をどうしてJBICは公開できないのかという御質問ですが。

JICA(植嶋) 中澤課長から補足していただいた方がいいと思いますけれども、私が理解しておりますのは、その後に控えている入札との関係で、タイミングをよく考えて公開してほしいと言われていたのだと理解しています。ちょっと違っていたら。

JBIC(中澤) これまでフィージビリティ・スタディについてはJICAの方で技術協力という形でやっていて、SAPROFについては資金協力の前提となるF/Sの補完調査ということで私どもの方でやっていた。当然、新機関になって、より3スキーム連携をとって開発効果を迅速に発現するというもとの協力準備調査という新概念を考えているわけですので、新しい器には新しい考え方のもとで、さまざまな要請あるいは世の中の流れ等を踏まえているいろいろ検討していくことに尽きると思います。正直、F/Sについては公開しているけれどもSAPROFについてどうして同じ調査がというところは、必ずしも同じ調査かどうかということもあると思います。それから、そもそもの前提として、私どもが途上国政府に情報をいただくに際してどういうもとでお願いしているかという、そ

のやり方の問題もあると思っております、先ほど吉田委員からローリングプランの話がございましたけれども、もともと情報公開を前提として、その範囲で調査を行うということも1つの考え方としてはあると思えますし、そういったことを全体的に考えていった上で、それから、先ほど来申していますような入札への影響等、もちろんそこも情報の対称性、非対称性、途上国で情報の対称性をどうやって確保できるのかという問題はあるかと思えますので、そういったことを勘案の上で、協力準備調査としての情報の公開については引き続き検討していきたいと思っております。

原科座長　そういうことで、同じような調査であっても、その次のユーザーとの関係が違ふということのお答えだと思えます。ただ、これに関しましては、今おっしゃったように新しい概念なので、我々は基本的な考え方をしっかりしておかないといけないと思うのですね。先ほど吉田先生が新JICAのスタンスをきちっと示さなければいけないとおっしゃったのは、全くそう思います。

そこで考えますが、新JICAの場合は、一言で言うと世界銀行よりも高い水準のものをつくらないと国民に説明ができないということです。これは日本国政府が支援している組織ですから。だから、世銀のレベルを超えるということをまず基本にして考えていただきたいと思えます。そうしないと国民に対して説明できないですよ。そうでしょう。これはもう皆さんよくおわかりのことです。これは国がサポートしている組織ですからね。世銀はいろいろな国がサポートして、しかも市場から資本も調達していますね。その辺が随分違います。だから、その基本のところをしっかりと踏まえないと見誤りますから、これはぜひ。今、御説明で、本当に前向きなお考えで、新しい概念なのでSAPROFとは違うんだとおっしゃったのはそう思います。新JICAというのはこれから本当に大きな影響力を持ちますので、しかも、今、財政的に厳しいのでODA予算は減る方向です。ですけれども、社会的にも必要だし、国際的にも必要ですよ。ちょうど洞爺湖サミットを控えて日本政府はいろいろ国際協力をしようとか、TICADをやったばかりということで、アフリカへの支援もやろうと言っていますよ。そうすると、それが本当に国民に対して説明できるような格好で中身を決めていかなければいけないわけです。だからこそこの有識者会議はものすごく大事だと思っております。ですから、そういう新しい考え方、ぜひ前向きな、世界をリードするようなものをつくるということで御検討をお願いしたいと思います。私からのお願いでございます。

堀田委員　次の案件審査のところにも関係するのですが、今まで案件形成段階で別々に

行われていたF / SあるいはS A P R O F等々を統合して相乗効果を発揮するようにという考え方は非常によくわかるので、それはいいことだと思うのですが、一方で、協力準備調査それ自体とその次の段階、審査等々との連携をどのようにするのかという論点があると思います。先ほどの満田さんからの御質問にも同じ御指摘があったかと思うのですが、実際に協力準備調査の中で、調査の結果、環境社会配慮でやらなければいけないことがたくさん出てくると思うのです。そこで行われた提言や、あるいはフィージブルと言えるための条件になるような前提が実際に確保されるかどうかということが、協力準備調査の段階ではなく、その後でどうやって実効性を持たすのかというような、そういう連携が必要になると思うのですが、今御検討いただいている業務フローの中で、次の案件審査との関係、エンジニアリングサービスの実施等、また異なるものがあるかと思えますけれども、その連携の方法について、今御検討になっているものがあれば教えていただきたいのですが、

JBIC（中澤） 先ほど原科先生から励ましの言葉 と受けとめますけれども、いただいておりますが、開発効果をいかにしっかり出して日本国民の負託にこたえていくかということが新JICAに求められているところだと思います。世銀を超えるというのは、まさに開発効果をしっかり世銀を超えるぐらい発現させていくという観点で何が必要か、それから、マルチとパイの違い等、いろいろ単純に比較できない部分もあるかとは思いますが、そういう中で、日本国民のODAに対する期待、あるいはODAを通じて達成しようとしているような、国益も含めた、ODA大綱に書かれているような考え方にいかにこたえていくかということを政府ともども一生懸命やっていきたいと思っております。

それから、協力準備調査と審査との関係ですが、これはまさに今、J・Jの間、それから政府との関係も含めて一生懸命考えているところでございます。一つございませぬのは、新JICAの体制の中で、主に採択前の上流部分につきましては、地域部を司令塔として、それと関係してくる、例えば課題あるいはスキームと申しますが、担当してくるような部署、あるいは在外、そういったところとうまく連携をとりながら、いかに協力準備調査によってしっかりした準備を行い、それを審査に結びつけていくか、どうやってそこをうまくつないでいくかということを実際に考えているところでございます。その一方で、特に協力準備調査につきましては、個別案件の形成というようなことが特に下流の調査については中心になってくるかと思えますけれども、それを、例えば資金協力、有償であれば有償で、融資審査として牽制機能も働かせながら審査段階でやっていく、これはこれ

でやはり重要なことだと思います。案件形成のための調査というのは、途上国側が一体どういう案件を形成したいと考えてそれを要請してくるのかという、先方政府から要請してもらったものについて私どもの方で改めて審査することになりますので、当然のことながら、協力準備調査において調査する中身の決定あるいは調査、それから調査されたものについて、それを踏まえていきながら審査するということになるかと思いますが、一方で、審査段階においてのある種別な観点での判断あるいは牽制ということもこれまた必要になってくるかと思しますので、そういう体制を新JICAにおいて、当然採択においては政府との関係があるわけでございますけれども、いかに確保していくかということで、まさに日々頭を悩ませているというような状況でございます。

原科座長 ありがとうございます。

時間がほぼ半分ぐらい来ましたので、ここで一回休憩をとりたいと思います。今、3時25分ですので、10分間休憩をとります。今ちょうど案件審査にかかわりましたので、今度は案件審査のことを含めて……

福田委員 まだ協力準備調査について何点かあるのですが。

原科座長 とにかく一回休みましょう。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

原科座長 休憩時間10分が終わりましたので、再開いたします。

3番目の「案件審査」に入ろうと思いましたが、2番目の「協力準備調査」の件でまだ御質問があるということですので、2番、3番、4番と参ります。

それで、司会を交代したいと思います。ここからしばらく吉田先生にお願いして、5番目の「環境社会配慮」のところで私に戻るとということで、今から4番が終わるまでお願いしてよろしいでしょうか。

それでは、吉田先生、お願いいたします。

吉田副座長 はい。

それでは、福田さん。

福田委員 何点かお答えいただいていた点について改めて質問させていただきたいと思っております。

1点目は、私の最初の質問の中で、協力準備調査を始める際にどのような情報が準備されるのかという点をお伺いさせていただいて、この点についてお答えがなかったので、もし何かイメージがあれば教えていただきたいと思います。

2点目ですが、これは実は質問事項にはなかった話なのですが、協力準備調査を始める際に相手国との間でどのような合意が結ばれるのかということをお伺いしていただければと思います。国際約束が締結されないということはお伺いしていますが、実施機関である新JICAと相手国政府あるいは相手国政府の実施機関との間でどのような合意がなされるのかということについてお伺いしたいと思います。

3点目ですが、私の質問の中で、協力準備調査の類型とその類型ごとの調査プロセスをお伺いさせていただきました。恐らくこれは固まっていないということなのか、あるいは類型化も困難だということなのか分からないのですが、この点についてももし何かお答えいただければ、教えていただきたいと思います。特に、現行のJICAのガイドラインの調査に関する部分というのは、マスタープラン、フィージビリティスタディ、B/Dという形で、調査の類型ごとに相当詳細なものがあるのですが、今後実際に協力準備調査の段階についてどのようなガイドラインを作っていくかと考えた際に、やはりある程度、ざくっとしたもので構わないので、協力準備調査ってこういうイメージのものがあるんだよと。1とか2とか3とか、それぞれ環境社会配慮というのはその中にどういうものが入ってくる可能性があるんだよというイメージがないと、協力準備調査段階でのどのようなガイドラインを作ればいいのかということのイメージがなかなかわかないのかなと思っています。

4番目ですが、TOR作成のプロセスについてお伺いしました。回答いただいているのは、在外事務所を通じて情報収集することはあり得るということをお伺いしたのですが、もうちょっと具体的に、TORの作成がどのように行われるのかということをお伺いしたいというのが1点と、もう1つは、このお答えをいただいた範囲では現在のようなコンサルタントも含んだような形での事前調査のようなものは行われなくなるのかということだけ確認させてください。

以上です。

JBIC(中澤) それでは、私の方から答えられるものを答えまして、補足していただければと思います。

最初の、決定までにどのような情報が準備されるのかということですが、前回お示ししました業務フローの図の中で、案件形成の方向性及び形成予定案件についての協

議・確認を JICA・政府内で行うことになっていまして、これは後の類型化ですとか TOR 作成のプロセスともかかわりますけれども、確かに説明がややわかりにくいと思われる、あるいはこちらの方でもしにくいと思われる理由の 1 つに、協力準備調査はかなり広い範囲をカバーしているというところがあるのだと思います。

このフロー図でござんいただきますと、技術協力、無償資金協力、有償資金協力、3 スキームの連携をいかに促進して開発効果を迅速に、かつ高いレベルで出していくかという考え方のもとにつくられている調査なものですから、まず横に非常に広いということ。それから、縦のフローの中での範囲を見ていただきましても、まさに案件の審査をする直前の段階まで、上流については、まだ個別案件の具体名がわからないような段階も含めて、途上国の開発課題にアドレスしたり、そもそもその中でのシナリオを描いたりというような非常に広い範囲のものを 1 つの概念として協力準備調査ということによって、その中でまさに機動的に開発効果が出るような協力を形成していくということが目的となっています。そういう意味でなかなか一律に、例えば始まる前にどこまでの情報がそろっているとか、TOR がどの範囲になるかというのは、全体をカバーすればこういう TOR だけれども、例えば縦に見たときに 1 ~ 10 まで番号があったとして、すべての調査が 1 から始まるわけではなくて、先方途上国の準備の状況次第、あるいは国際機関とその他の機関がいろいろ援助をしていますので、そういう情報がそろっていたりしますと、3 から始まる調査もあれば、6 から始まる調査もあれば、10 だけやる調査もあると思うのです。そのそれぞれによって当然そろっている情報は違うわけですが、かなり上流段階の開発計画あるいはシナリオづくりみたいなところだとまだ案件名はなかなかわかりませんが、審査に結びついていくようなものについては、少なくともこの調査が形成を目指している協力自体がどういうものなのか、それに例えば日本政府の政策、国別援助計画等、それから途上国がその開発計画上プライオリティが置かれているのかといった情報は当然あって、そういうレベルのものが準備されると思います。当然、どういう内容の調査か、TOR ですか、専門家の方がどのぐらい入るのかとか、どのぐらいの期間でやるのかとか、その辺は情報としてあると思いますけれども、具体的な中身という意味では、先ほどの 1 ~ 10 のどのレベルで始まるかによって準備される情報自体も変わってくると思います。調査内容等についての準備はもちろん同じかと思いますが、

2 つ目に相手国との合意ということですが、これは検討中でございます。ただ、当然のことながら、途上国側の受け入れがしっかりしていないといい調査はできませんので、調

査の内容ですとか調査のタイミング、かかわってくる人たち、どの範囲でやるかというようなことについては先方政府と合意する必要があると思っています。さらには、主に委託等の形をとって専門家 専門家という意味は、いわゆる技術協力で言うところの専門家ではなくて、さまざまなエキスパーティーズを持った方々に調査に入っていただくこととなりますので、そういった方々をしっかりと受け入れていただいて、便宜供与であったり、長きにわたるといふことであればさまざまなロジスティクス等の面も含めて、調査が円滑に進むような配慮についても先方政府とは合意する必要があるのかなと思っています。

3つ目のタイプのところですが、これも先ほど申し上げたとおり、全体、協力準備調査という名前で行われることの範囲が縦にも横にもかなり広いということがあります。ただ、そうだとしますと、この委員会で御議論いただくような環境社会配慮面をどのようにしたらいいのかということになると思いますので、何らかの形で、先ほど福田委員からざっくりした形であってもということをおっしゃっていただいていますけれども、そこは私どもの方でも内部でもうちょっと、どういう形でお示しできるのかどうかということを考えていると思っています。

それから、TOR作成のプロセスということですが、申し上げたような事情で、例えば途上国から、我々の方でここまでは準備をしたのだ、ただこの部分が資金手当てとか専門家がないがためにできないので、新JICA・日本政府において支援していただくために欠けている部分として、そこについての調査をお願いしたいというような場合。あるいは、途上国側としてはこれで協力をお願いしたいと言ったにもかかわらず、例えばまさに環境社会配慮面で新JICAにおいてできるであろうガイドラインに照らしたときに、新JICAとしてやはりこの部分が不足しているのではないかとというようなことがわかっている場合。それから、そもそもTOR自体が、こういう開発課題があるということは双方認識しているけれども、それにアドレスする方法論も含めてもうちょっと情報収集をしたりしないと調査の中身自体がなかなか決めにいくとか、いろいろな段階があると思います。特に最後のような段階では、回答のところでも書かせていただいておりますけれども、「在外事務所等を活用しつつ、TORの作成等に必要な情報収集のための調査...」、TOR作成のための調査をこの協力準備調査において実施するということも検討を始めております。

以上でございます。

JICA（植嶋） コンサルタントを派遣して事前調査みたいなことをすることもあるの

かというお問い合わせだったのですけれども、今までの開発調査というのは、それ自体が協力だということもあって、事前の調査がちゃんとフローの中に位置づけられていて、必ずそれを経て実施していくという1つのパターンが存在していました。しかし、今、中澤課長からお話があったとおり、協力準備調査というのはフレキシブルにいろいろなニーズに対応していけるようなものでないとそもそも目的が達成できない、今までのようにスキームを厳格に分けてパターンを決めてやっていくのでは総合的でシームレスな事前の調査ができないということなので、必ずコンサルタントを派遣してTORづくりをするというパターンをつくる予定はありません。ただ、在外事務所を通じて十分な技術的な情報が得られないとか、協力準備調査、例えばF/Sのスコープを決めるに当たって非常に技術的な事前のサーベイが必要だというときには、場合によっては日本からコンサルタントを送ってスコープを決めるということもあり得ると考えています。

福田委員 ありがとうございます。

これはコメントなのですが、なぜ最初の段階の情報にこだわっているかということ、やはりカテゴリ分類をどうするのかということは非常に重要だと思うのです。確かにフレキシブルな調査の設計にしたいということは、それはそれでももちろん望ましいことだと思います。ただ、一方で、どのぐらい環境社会配慮に人員・リソースを投入していかなければならないのか、あるいは調査の中でこういったものを環境社会配慮として実際に見なければいけないのかということはこの段階で検討し、きちんとTORの中にそれを盛り込んでいくということがなければ、いい調査はできない。まさにカテゴリ分類という作業はそのための振り分け、どれだけこの事業は環境影響があって、そこをきちんと見なければいけないだろうという振り分けのためにあると思うのです。そう考えると、やはり協力準備調査を始める段階でカテゴリ分類をするのに必要な情報をきちんとそろえるということはまず1つ重要になってくるだろうということと、もう1つは、TOR作成の段階でどれだけ外部の人からのインプットを得られるかというのが非常に重要なことだと私は思っています。こうした問題意識はまたペーパーにして出させていただきたいと思いますが、やはり始める段階の調査設計の段階をいかに公開しTORをいいものにしていくことができるかどうかというのが協力準備調査を始めるときの1つのポイントだと思っています。

以上です。

吉田副座長 多分、今の議論の中でも、先ほど議論したローリングプランですね。エントリー・ポイントでローリングプランというものがどれだけ情報公開されて、かつ、地の

タスクフォースが、民間あるいはNGO、NPOの人たち、各方面関係団体とその段階でコンサルテーションして、それがローリングプランに入る、入らない、しかもその情報が公開されるという、その重要性は、こういう多種多様な場面、タイミングに対応しなければいけない技術準備調査であるだけにより重要になる、そういう関連性があると私は認識しました。

それでは、福田委員の意見はここまでで、ほかに。

清水さんはあったのでしたっけ。もうないですか。

では、満田さん。フロアからどうぞ。

一般参加者（満田） ありがとうございます。

このTORの作成については、前々回でしたか、JACSESの田辺さんと私の方から、過去の事例、ケーススタディをさせていただいたのですが、インド貨物とバリの水資源開発の開発調査についてでした。JICAの開発調査の特に環境社会配慮に関する調査を過去のものをいろいろ見たときに、かなりの部分はTORの作成が甘かったのではないかな。かなりというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、少なからぬ案件が、TORの作成段階、それから必要なスケジュールがきちんととられておらず、それでファイナル・ドラフト・レポートが審査会にかけられた段階でいろいろ、こういう調査は当然すべきだったのになぜされていなかったのかということが大いに議論されたと考えております。コンサルタントの方々の御意見を聞いても、やはり必要な調査期間がきちんと確保されていないので調査ができないのだということは少なからぬ方々が言うておられたことだと思います。

ですから、繰り返しになるのですが、TORの作成段階で、SAPROFにおいてもTORミッション、コンタクトミッションが出ていますと思います。ですから、私は福田委員の意見とは少し違って、カテゴリ分類のためというよりも、その後の調査のため。カテゴリ分類は、セクターと地域特性さえある程度わかっているならば、場合によってはさらに上流で決めることは可能だと思うのですが、やはり調査における環境社会配慮上のTORを十分検討することは非常に重要だと思いました。

以上です。

吉田副座長 どうもありがとうございました。

フロアからもう一方、どうぞ。名前と所属を。

一般参加者（新島） ODAのコンサルタントをしておりますイー・アンド・イーソリューションズの新島と申します。

先ほどJBICの中澤課長から協力準備調査についていろいろ説明がありまして、まだイメージが浮かばないのですけれども、先ほどのお話の中で、準備調査は1～10の段階まであって、3から始まるものもあれば、6からはじまるものもあるという御説明があったのですが、その1～10がどういうものを指すのか、そのイメージもいろいろあるかと思うのですが、今の御説明ですと、例えば無償資金協力における積算も含むB/D調査、今やっているB/D調査についてもこの協力準備調査の中でやられると。一方で、案件形成のための今JICAで言っている予備調査についてもこの協力準備調査の中でやられるということであると、我々コンサルタントとしては要求されているものが全然違ってくると思うのです。実際に調査する内容、まさにTORについても全然決まらないまま始まってしまうというような懸念がありまして、環境社会配慮においても、どこまでどういうふうに進んでやったらいいのかというのがつかめないまま入ってってしまうというのが私の最大の懸念です。

そこで質問なのですけれども、先ほどの1～10までといったときに、協力準備調査というのは何段階かに分かれる可能性があるのか、それとも一発で全部進めてしまうのか、それも1年かけてやるのか、今のB/D調査みたいに1カ月半ないしは2カ月で終わってしまうのか、その辺ぐらいのイメージは教えていただけないでしょうか。

JBIC(中澤) おっしゃっていただいた点は非常に重要な点だと思っております、当然のことながら、調査を開始する段階で、どのぐらいの時間をかけて、どういった調査内容で、どういった専門家の方々にどのぐらいのリソースを投入していただいているのかということが決まっていますと、まさに公示もできなければ契約もできないということかと思っておりますので、そこはさすがにそういうことではないと思っております。

おっしゃいましたとおり、1～10の間で段階分けみたいなのがあるのかということですが、それはあると思っております。当初の段階からある程度、最終的に形成するような案件が見えているような場合については、まさに10の段階、これはいわば一番審査に近い段階ということですが、そこまでやれる場合もあるでしょうけれども、なかなかそういかない場合について、私のさっきの表現が適切かどうか分かりませんが、例えば1～4までやる調査とか、そういうのは当然に分かれてくると思っております。それについてある程度の類型化ができないと、どのように環境社会配慮ガイドラインをかませたいのかということもなかなか決められないですねというのが先ほどの福田委員の御発言かと思っております。それから、今の御質問にありましたとおり、契約ですとかそういうこ

とも決められないと思いますので、当然のことながら、ある程度の類型化はこれから進めていく必要があると思っています。さらに言えば、上流部分はともかくといたしまして、一番審査に近い部分に行きますと、御存じのとおり、無償資金協力、有償資金協力、技術協力で、それぞれ採択において求められている要件がスキームの特性によって異なってくる部分もありますので、当然それに応じたTORの中身でありますとか深度でありますとか、そういったことも、これまでのスキーム特性等も踏まえて検討していく必要があるとは思っています。

吉田副座長 もう1つ、B/Dはどこに入るのかという具体的質問があったけれども、ベーシック・デザイン。

一般参加者（新島） 先ほどの御説明で、B/Dはもう既に協力準備作業の中に入っているというお話でしたので、それはいいのですけれども、要は、今、中澤課長……

JICA（植嶋） よろしいですか。多分、協力準備調査にはこういうパターンがあるとか、大体こういう内容の調査が一般的であるとか、そういう標準型がないままでは仕事のイメージがつかないというご心配だと思います。それは分かりますが、実際に具体的な個別の案件に関してコンサルタントさんに調査をしていただく場合は、必ず案件の公示をします。その公示の中に、今回の調査は大体こういうスコープで、こういうTORで、大体これぐらいの期間をかけてやっていただきたいということを書いて、それに基づき関心表明とかプロポーザルを出していただくことになります。さらに契約交渉を通じて具体的にどこまでやっていくのかということを決めていくことになると思いますので、全く丸投げで協力準備調査をお願いしますとかいう頼み方はあり得ないと思います。ただ、そうは言いながらも、今で言えばB/Dがあり、F/Sがありとか、そういうある程度パターンが決まっていてある程度想定できるものに比べると、先が見えないなという感じは確かにあると思いますので、今後これを内部でもよく相談して、どういう類型化ができるのか、できないのか、検討していきたいと思っています。

吉田副座長 よろしいですか。

それでは、これで「協力準備調査」は終えまして、「案件審査」に行きましようか。

「案件審査」で追加質問あるいはコメント等がありましたら、お願いします。

福田委員 3点あります。

1点目は、私がお尋ねした質問の1つに、正式要請と、新JICAによる審査の前後関係というのがありました。お答えいただいた内容がこの点について必ずしもお答えいただ

いていないのかなと思ったというのは、日本政府が行う審査については正式要請が前提になるとお書きになっていらっしゃるのですが、一方で、新JICAはその日本政府による案件審査に先立ち審査を行い、結果を報告すると書いてあります。この新JICAが行う審査と正式要請の間の前後関係というのはここでは触れられていなかったもので、もう一回その点に絞って御説明いただければと思います。

2点目ですが、無償資金協力の審査について、こういうふうにやりますということをお先ほど御説明いただいたのですが、私、外部の人間としてはこの表現が必ずしもよくわからないなと思うのです。端的に言って、ここに「無償資金協力は……」と書かれている3ボツのところのやり方は、現在の有償資金協力についてJBICが行っている審査、及びJBICが行っている審査と日本政府との関係と同じなのか違うのか、違うとしたら何が違うのかということをお教えいただきたいと思えます。

3点目ですが、「G/Aの内容については……相手国政府のオーナーシップを尊重した形で……いかなる対応が可能か検討したい」と。それはそのとおりだと思うのですが、いかなる対応をなさっていらっしゃるのかというのがよく分かりません。この「オーナーシップを尊重した形で」というのは一体何に係っているのか教えていただければと思います。私のお伺いしたのは、今のJBICはこうなっていますよね、これと同じものを考えているのですか、違うものを考えているのですか、違うものを考えているのであれば、実際にどのような違いか、あるいはその違いの根拠を検討していらっしゃるのかということをお可能な範囲で教えていただければと思います。

以上です。

JBIC（中澤） 私の方から、1番最初の正式要請と審査との関係なのですが、審査をどう定義するかというところがあると思うのです。

例えば現行の円借款におけますJBICの審査、これも私ども、一番狭い意味では、いわゆる審査ミッション、すなわち、ほとんどの場合、東京から私どもの開発部、環境審査室、あるいは開発セクター部の者が途上国に行きまして、実査も含めて2週間なり3週間なり先方政府と協議するアプライザル・ミッション、審査ミッションと呼んでいる過程があって、それがある種狭義の審査だと思うのです。ただ、審査をした後で政府に報告して、政府で採択ということになれば先ほどのプレッジというような行為があって、そのままE/Nが結ばれて、ローン・アグリーメントが結ばれるわけですが、ローン・アグリーメントに関するネゴシエーションのときにも案件に関する協議はいろいろやりますので、

そこまでの段階も含めて審査だと思うのです。

今度、逆に前の方に引っ張っていきますと、いわゆる審査ミッションと言われているものの前に、私どもで当然、さまざまな情報収集であったり、不断の対話というようなことは途上国とやっております、その過程も含めてどう呼ぶかということがありますので、なかなか正式要請と審査との関係というのが、必ず正式要請が正式要請がなかりせば、すべてのプロセスは審査と呼ばないと思うのですが、正式要請があった場合にどこからを審査と呼ぶかというのは、まさに審査をどう概念するかだと思います。少なくとも今の円借款のプロセスにおきましては、いわゆる審査ミッションの派遣については政府と協議した上で実施するということになっておりますので、そういうやり方をしているということだと思います。

それから、正式要請のタイミングというのも、これも正直途上国側のさまざまな事情がありまして、最終的に外交ルートに乗かって正式要請を受けるタイミングというのは必ずしも一律的に、それがあってからすべてのプロセスがスタートするということではないかと思えます。ただ、さっきのJ B I Cにおける呼び名とも関連しますけれども、正式要請がなかりせば、いろいろ検討していることを審査と言わないのかなとは考えております。これも恐らく、この委員会ということでは、環境社会配慮をどういうタイミングでやっていくかということのかかわり合いだと思いますけれども、そういう意味では、まさに狭義というよりは広義の、有償であればローン・アグリーメントを結ぶまでの過程全般において、さまざまな環境社会配慮をまず前段としてはやっていくのだろうと。結んだ後は結んだ後で、実施段階においてもまた環境社会配慮をやっていくのだろうということは当然にあるかと思えます。

JICA（植嶋） 無償の審査は有償と違うのか変わらないのか、違うとしたら何が違うのかという御質問で、これは正直言って今明快に答えにくいのです。J I C Aは今まで無償の調査しかやっていませんでしたから、審査というのははっきり言ってよくわからないというか、概念できない部分があって、要するに案件の採否の決定は日本政府が引き続き行うわけです。それを審査と言うのであれば、新J I C Aがやることは、日本政府が行う審査に対して新J I C Aとしての1つの判断を提出して参考にしてもらおうということだと思いますけれども、そのときにどういう新J I C Aとしての報告なり提案を行うかというのを、新J I C Aとしての検討結果、それを審査と言うのかどうか分かりませんが、我々としては実施機関としての審査のような言い方もあり得るのかなとは思っています。

そういうことを今まさに検討している最中で、有償との関係で言うと、やはり多少違ってくるんじゃないかなという気はしています。先ほど申し上げましたように、設計・積算の部分が協力準備調査の最終段階に入ってくることもありますので、これはJ B I Cさんで言うと融資審査のところで行っているような仕事に近いのかなと。そうすると、その部分は無償の審査というよりも、調査の中で相手国政府と協議をしながらある程度すりあわせて決めていくような部分になっていくかなということで、多少の違いは出てくるのではないかなと思っておりますが、今この場で確たることは申し上げられません。済みません。

福田委員 済みません、もう1件、グラント・アグリーメントの件についてお願いします。

JICA（植嶋） 済みません、ここで具体的に何を言おうとしているのか、今エラボレートできないのですけれども、少なくとも有償で考えていてやっていることと違う理由は何もないと思っております。基本的にはそれに基づいて考えていくことになるのだらうとは思いますが、ただ、資金の性格が違うということもある程度考えなければいけない。有償については事業は相手国の国民が負担する、無償は日本の国民が負担するという決定的な差もあるので、その辺も勘案しながら検討していくことになると思います。

吉田副座長 福田委員の質問にあった、モニタリングあるいは環境社会配慮などの実施機関がとるべき措置などについては検討中ということではよろしいですか。という答えなのですけれどね。

あるいは、もう1つ福田委員の質問の中には、贈与条件に違反した場合に新J I C Aがとることができる無償資金協力の供与停止・中止などの法的救済手段とか、そういうものに対する何らかの情報はありますか。

事務局（渡辺） 今の福田委員の御質問にある具体的な点はまだ検討中でございます。

吉田副座長 ほかに。

千吉良委員 さっきから審査という言葉がいろいろな意味で使われていて、そちらの方でも先ほど、何を審査というのかよくわからないという御説明もあったのですけれども、確かに御自分が主体になってやられている調査みたいなものも審査、それから有償の場合はむしろ確認に近いものだと思いますけれども、この場合、例えば働きかけみたいなものを審査というのかとか、そこもよくわかりませんし、J I C Aさんの場合、第三者審査会というのがあって、そこでも審査という言葉が使われていて、私なんか金融機関で働いていると、第三者がやっているものが何で審査なのかなとちょっと違和感もあるのですけ

れども、そういった意味で、何を審査というのかというのを1つ論点として今後テーマとして皆さんで考えていただければなと思います。

原科座長 今回の第三者機関がやっているのは審査かというのはおっしゃるとおりで違います。あれは審査諮問機関という位置づけです。審査はあくまでもJICAがやっておられて、その審査に対して、重要案件に関して外部専門家が諮問に答えるという位置づけですから、審査会という名前ですけれども、趣旨は審査諮問機関ということで、それはきちんと整理しております。逆に、それがあることによって透明性が確保できるのです。つまり、組織の内部だけで審査しますと風通しが悪くなるので、審査諮問機関を設けることによって透明性を確保するという工夫をしております。

吉田副座長 ありがとうございます。

確かに千吉良委員がおっしゃったように、無償資金の方では審査という言葉を使わないで、案件調査とか、ほかの人はちょっと混乱しますね。整理した形で用語を使っていたらわかりやすいかなと思います。

ほかに、この「案件審査」に関しての項目で御質問。

清水委員 私の質問と関連するのですが、調査を行った後、有償か無償か決める主体と、その意思決定における日本政府と新JICAの役割はそれぞれどうなるかというあたりはいかがでしょうか。

JBIC(中澤) 有償か無償か、個別案件についてどのように決めていくかというプロセスなり意思決定の主体ということかと思えますけれども、当然のことながら、先方政府からどういう形で要請が出てくるのかというのが1つ大きな要素だと思います。とはいえ、例えば、これまでもそうですけれども、無償資金協力で主に取り扱うような課題、あるいは有償資金協力において取り扱うような課題ということ、あるいはその国の所得レベルに応じて一定の考え方みたいなものが日本側にもありますので、そういった日本側の考え方、あるいは国別援助計画等を初めとする方針・政策と先方政府の要請を踏まえてということになると思います。当然、新JICAとしまして、例えば協力準備調査を行う案件については、その案件についての特徴等について政府に報告させていただきまして、私どもの方で意見は言わせていただくということはあるかと思えますけれども、最終的にそれを無償にするか有償にするかというのは両国政府間での協議によってくる部分かと思えます。

吉田副座長 よろしいですか。

ほかになければ、4番目に移りますけれども、よろしいですか。

それでは、「業務フローその他」の項目に入りたいと思います。

ここでは、有償資金協力に関することと、無償資金協力に関する質問・コメントがあって、それに対する御説明がありました。加えて御質問あるいはクラリフィケーション等ございましたら、どうぞ。

清水委員 気候変動対策円借款についてですが、ここの検討状況の一番最後の文章の意味がよく理解できなかったもので、もう一度教えてください。5ページ目の真ん中あたりです。

吉田副座長 ボックスの中の1つの答えですね。

清水委員 はい。

吉田副座長 どの辺がわからないですか。

清水委員 私の質問は、この政策協議において事業選定がされるのかされないのか、されているという前提で質問したのです。それはされていないというお答えはいただいているのですけれども、では結局これは何をやる話なのかというあたりが、この文章からは読み取れませんでしたので。つまり、この一番最後の文章のところ、「温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立」等の原則につき認識が共有できることを確認することとされている」という文章になっているのですけれども、これは一体何を意味するのかがよくわかりませんでしたので、御教示頂きたいと思います。

吉田副座長 もっと具体的にということ。

JBIC（中澤） いわゆる気候変動対策円借款ですとかクールアース・パートナーシップ全般に出てくる、「政策協議を経た国」について支援をするのだということの意味がこの最後の温室効果ガス云々ということなのです。ただ、清水委員がおっしゃったような、政策協議の中で案件選定するというのは当然のこととしてありますので、ここでやや言葉がわかりにくければ申しわけなかったのですけれども、クールアース・パートナーシップという政策の中に出てくる政策協議を経た国について支援をするといったときの政策協議は案件選定ではなくて、あくまでここの原則について認識を共有できるかどうかということなのです。この内容というのは、温室効果ガスの排出抑制をするということ、これがまさに地球規模の問題である気候変動対策には重要な話ですので、これを何とか日本政府としても推進したいという政策がございます。ただ、一方で、途上国の側にとってみますと、まさにいろいろな議論がございますけれども、そもそも温暖化が起こっているのは先進国が大きな責任を持っているところであるとすれば、どうして温室効果ガスの排出抑制とい

うところに途上国側も参加しなければいけないのかというのも1つの意見として御存じのとおりありまして、我々はかつての先進国がそれを推進してきたように経済成長を第一に考えてやりたいのだということをおっしゃっている途上国もある。これが現実の世界である中で、日本としては、経済成長のみならず、温室効果ガスの排出抑制、これは必ずしも対立する概念ではございませんので、この両方について両立させて頑張っていきたいということを政策協議において確認して、いわば日本政府が推進するところのクールアースのパートナーになってほしいと。そして、そういう政策協議を経た国を支援していこうというのがこの政策だと承知しております。

吉田副座長 よろしいですか。

例えば具体的にどういうプロジェクトになるわけですか。

JBIC(中澤) いや、プロジェクトではないという理解です。要するに、クールアース・パートナーとしての国をまず認定した上で、例えば気候変動対策円借款については今いろいろと御議論をいただいているところではありますけれども、主に緩和とか適用とかクリーンエネルギー・アクセスとかある中で、緩和について資する案件を取り上げていこうということです。ただ、それはクールアース・パートナーということで、言い方が正確でなければ後で北村委員に御指摘いただければと思いますけれども、その国自体が日本政府が推進するクールアース・パートナーとなるかどうかは国単位で決めていって、その上で、例えば円借款であれば緩和を中心とした案件に支援をしていくということだと思いません。

清水委員 ということは、この政策協議では事業を選定するところまではしない……。

JBIC(中澤) 政策協議は何段階かあると思っていまして、どこどこ国が日本政府が推進するところの両立を目指して頑張っていくというクールアース・パートナーになれるかどうか になれるかどうかという言い方はちょっと言葉が適切ではないかもしれませんがけれども、ともに歩めるのかどうかということを協議する政策協議というのがまず1つあるのだと思います。

では、そういう国だとなったときに、具体的に日本政府が、例えば円借款であれば気候変動対策円借款というスキームを使ってどんな案件に支援をしていくかという政策協議は当然あると思います。それが同時期に行われることもあれば、場合によっては、今まででも、御存じのとおり、緩和に資する案件、適用に資する案件というのは円借款でたくさん取り上げているわけですので、案件の議論の方が先行している場合もあるでしょうけれど

も、仮にそれについてクールアース・パートナーと認められるという過程の政策協議を経られれば、この気候変動対策円借款で今考えられているような優遇的な条件での融資が受けられるということになるのかと思います。

政策協議自体は、案件選定の政策協議と、クールアース・パートナーを選ぶ政策協議が同時期に行われることもあれば、パートナーということ、ともに歩もうということをお話し合う政策協議の後で具体的な案件が出てくる場合もあるのかなと。

吉田副座長 業務フローは変わらないということです。質問に関してはね。案件のフローに関しては環境社会配慮は同じように適用されるということです。

JBIC（中澤） ええ。あくまで気候変動対策円借款と認められるかどうかで違ってくるのは、まさに金融的な条件面のところですね。ただし、日本政府として推進する政策ですので、そういうカテゴリに分類されるような案件を要請してくれば、日本政府としても優先的に取り上げるということはあると思いますので、そういう意味ではかかわってきます。ただ、一般的なフローについてそれほど変わってくるという認識ではありません。

吉田副座長 では、フロアからどうぞ。

一般参加者（田辺） 今の気候変動対策円借款について1点だけ質問したいのですが、新聞報道等ですと、日本の進めているセクター別アプローチを支持する国を取り囲むための1つの戦略なのではないかという意見も見られて、今の経済成長と排出削減の両立という非常にあいまいなコミットメントを得るという説明だったのですが、実態としてはやはりそういった日本のCOPでのポジションを進めるための1つの枠組みと理解しているのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

吉田副座長 所属と名前をお願いします。

一般参加者（田辺） 済みません。JACSESの田辺と申します。

JBIC（中澤） 多分、全般のクールアース・パートナーシップの話になりますと、私が答えるのも適当ではないかなという感じがするのですが、もし誤解があったとすれば、1つだけ修正させていただきます。この回答にも書いておりますけれども、「温室効果ガスの排出抑制と経済成長の両立」等の原則につき認識が共有できる」ということですので、必ずしもこれだけではないと思います。おっしゃられるとおり、日本政府として京都議定書以降をにらんでさまざまな議論、政策の動きがあると承知しておりますので、まさに日本政府とこういった分野での考え方、あるいは政策、認識を共有できるパートナーなのかどうかということについての協議が行われるのだと思います。

吉田副座長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

福田委員 私からは、無償資金協力の部分のお答えについて若干質問させてください。

端的に申し上げれば、私の最後の2つの質問についてはお答えをいただけなかったので、その点について、可能な範囲で構わないので、お答えいただきたいというのが私のこの再質問の趣旨です。この点についてはいろいろな場所でいろいろな方に申し上げているので、もう既にその話は聞いたよという方も多いかと思うのですが、私としてはちょっとこだわりたい点なので説明させてください。

現行のJICAのガイドラインというのは、無償資金協力については事前の調査のところについてカバーしているという建てつけになっています。事前の調査のうち、あそこでは予備調査と基本設計調査、B/Dと呼ばれるものについて書かれているのですが、基本的に現行のガイドラインは、きちんと環境社会配慮について確認してから基本設計調査に進みましょう、もしその確認ができないのであれば予備調査をやる、あるいは、もし本当にもっときちんとした調査が必要ということになれば開発調査に戻るというやり方で、B/D前に環境社会配慮確認をやりましょうという形で書かれています。何でそんなややこしいことになっているかというと、この現行のガイドラインをつくったときに、基本設計調査に入ったら、基本的にはみんな無償資金協力に行ってしまうと思ってるよねという議論が前回のこのJICAのガイドラインをつくるための改定委員会の場であったということが背景にあります。必ずしも基本設計調査をやったからといって何か法的なコミットメントがあるというわけではない。一方で、B/Dを始めてしまえば、多くの関係者にとって、これは無償をやるのでしょというということで、そこから引き返すのは非常にまれであるということが当時の外務省の無償課長だった山田さんから言われ、あるいはJICAの方からも言われ、そういう形でこういう議論が進んできています。これが今後どうなっていくのだろうというのが私の大きな問題意識の1つです。無償資金協力については、先ほどちらっと話がありましたけれども、やはり財務省との関係で、積算作業というところまでは審査前なのか審査の中なのかというのは私の質問の1つなのですが、いずれにせよE/Nの前にやらなければいけない、財務省との実行協議前にはやらなければいけないという前提がある中で、前回のガイドラインのときに議論されていたような、積算作業が始まってしまったらそこから引き返すのは難しいよねという話はもうないものとして、ここで積算作業をやろうがやるまいが審査はきちんとやりますという前提で無償資金協力の審査

に関するガイドラインをお話しさせていただいても構わないのか、あるいは、積算作業というものの特殊性、そこに行ったらやはり先に進んでしまうよというものは新しいJICAの無償資金協力の体制の中でも残るという前提で環境社会配慮審査に関する体制を私たちは考えなければいけないのかというところはぜひクリアにさせていただかないと、今後の無償資金協力の環境社会配慮審査を考える上では非常に議論が混乱するかなと思ってこういう質問をさせていただいております。

吉田副座長 植嶋さん、いかがですか。これはさっきの無償資金協力の審査という言葉自体が定義されていないので、ちょっと難しいと思うのだけれども。

JICA(植嶋) そうですね。審査の概念の話と密接なので、前後関係もはっきりとは言いにくいのですが、先ほど申し上げたとおり、今、審査という言葉はJICAの調査から検討プロセスの中では使っていないで、最終的には外務省の案件採択に関する判断の部分が審査に当たる。これは前回の業務フロー、フローチャートでもそのようになっていたと思います。そういう意味で、積算作業はいつ行われるのかと言われると、恐らく協力準備調査の一番最後の段階で行われることになると思いますので、前後関係としては、積算作業があって審査をしていくということになるのだらうと私は考えていますが、ここはまだ政府と完全に合意を得て話しているわけではないので、その前提でお聞きください。

それから、ポイント・オブ・ノーリターンの話は、これこそ私どもJICAだけでは答えにくい部分がありますので、政府とも相談して、どのような回答ができるか検討したいと思います。

吉田副座長 福田委員、いかがですか。よろしいですか。この時点ではね。

ほかにございますか。

フロアから1名。

一般参加者(波多江) FoE Japanの波多江と申します。私からは、民間企業提案型の事業について質問があります。

民間企業提案事業について有効であるかどうかについて、協議の上決定すると書かれているのですが、1つは協議を行う構成員ですね。これは、例えば先ほど一番最初に話したローリングプランでの現地タスクフォースの構成員とどのように違うのか、また、現地タスクフォースの場合にはトピックごとに外部の意見というか外部の方も入れるかもしれないというお話があったわけですが、そういうことがこうした協議にも考えられるのかという点が1点目。

それから、その協議の上決定したものをローリングプランに乗せるという形で考えていらっしゃるのか、ローリングプランとの関係を伺いたと思います。

それから、3点目ですけれども、その協議の上決定した事業がいつの時点でどのような形で公開されるのかどうか。

その3点をお伺いできればと思います。

JICA（植嶋） これはまさに政府が今音頭をとって検討している最中ですので、私どもの方からこうですと説明できる話ではないと思います。もしかしたら外務省の制度設計もそこまで進んでいないのではないかなとも御推察します。

清水委員 今の質問と関連するのでお答えいただけるかどうかわからないのですけれども、このお答えを読みますと、協議の上決定して先方政府から要請してもらう形に形式的にはなっていますが、その前に日本政府もしくはJICAとして先方政府に協議を行った上推薦をするので、実質上こちら側が提案する形になると思うのです。そうするとかなり後戻りが難しいだろうと。つまり、要請が来た段階でこのプロジェクトはちょっと違うんじゃないのということとはなかなか言いにくいということから、新JICA側がこの協議で先方政府に推薦を行う前の協議で何らか環境社会配慮についてインプットするなり何なりするということが重要になるのかと思いますけれども、そのあたりの関与の仕方について、決まっている範囲で結構ですので、教えてください。

JBIC（中澤） この件については、言える範囲、言えない範囲というよりは、本当にまだ詳細な部分について検討中という部分だと思います。今おっしゃったようなお考えも1つの意見としてあると思いますので、そういうことも勘案しつつ、これから制度設計の詳細がなされていくのではないかと思います。

吉田副座長 よろしいですか。

事務局（岡崎） あくまでもそういうスキームがほかにあるという前提でお聞きいただきたいのですが、民間企業提案型の事業とは別に、日本貿易振興会、JETROが案件形成調査というのをやっています、これは将来の円借款の案件形成の調査を民間企業の提案で調査するというスキームが別にあります。これはあくまでも日本の民間企業が案件の提案をする。その案件を実際に日本政府に円借款として要請するかどうかというのは、それはアイデアとして先方政府に提出するけれども、そこから先は相手国政府の選定過程にもゆだねられるわけです。この案件形成調査のガイドラインをつくるのに原科先生も私もかかりましたけれども、そこではあくまでも事業を実際に行う際に、環境社会配

慮という観点から申し上げますと、どういった点に配慮しなければいけないかということまでは調査の中でやっていこうと。実際にその中身を詰めていくのは、次のステップの協力準備調査であったり、あるいは円借款の審査で行うということになっています。ここで言っている民間企業提案型の事業については、今、植嶋さんや中澤さんから説明がありましたので、今後の検討を待つということになると思いますが、既にあるスキームとして御紹介だけはしておきます。

吉田副座長 ありがとうございます。

ほかになければ、時間があと30分ぐらいしかないと思うのですが、次に移りましょうか。

5番目に行きます。「環境社会配慮ガイドラインとの関係」。これは原科先生に司会を戻したいと思います。よろしくお願いします。

原科座長 では、司会を交代します。

「環境社会配慮ガイドラインとの関係」ということで、この部分。

これは何か字が違っていると思うのです。6ページの四角の枠の中で、2つ目のポツの御発言の3行目かな、「融資等を意志決定……」というのは「志」が違っています。これは思慮分別の「思」ですね。意志を決定するだけだったら余り思慮分別なくても意志は決定できてしまいますから、これはしっかり考えて、よく思いめぐらせて決めてもらうということです。だから、「意思決定」。

ということで、何か御質問ございますでしょうか。

では、フロアの満田さん。

一般参加者（満田） 地球・環境人間フォーラムの満田です。

7ページ目の2ポツ及び3ポツについて質問させていただきます。

2ポツのJ B I Cガイドラインのカバーしている範囲なのですが、あえて分ければということで、案件審査段階から実施段階と書かれているのですが、これは私の理解なのですが、案件形成段階にもかなり深く関係するような文言、特に第2部のくだりですね。案件の環境社会配慮という初期の段階からのコンサルテーションその他は案件形成段階に係っているのかなと考えております。

それから、3ポツ目なのですが、カテゴリ分類の時期について、「正式要請書が提出された案件については、要請時の情報に基づき……案件のカテゴリ分類を行う方向で検討している」と書かれているのですが、このことこそまさにこの有識者委員会でこの後検討

されるべき環境社会配慮に係る事項なのかなと思っているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局（杉本） 回答の意図なのですが、ガイドラインに基づいてJBICが能動的に考えてやる部分ということで、JBIC側の行動を規定しているという整理で案件の審査段階からということで答えを書いています。また実施段階というのはモニタリングを念頭に置いています。第2部については、案件を準備する段階で相手国政府が主体的にどういったことをやっていく必要があるかということであり、その内容を踏まえてJBICの審査を実施するということですので、ご指摘の通り範囲としてはカバーしているという点はその通りですが、ただ、JBICとして主体的に取り組んでいく点か否かということで、こういった書き方としている次第です。

事務局（渡辺） もう1つの点につきましても、基本的には、ここに書かれているとおりの形で議論されるかどうかはわかりませんが、既に論点整理のペーパーにカテゴリ分類という項目は置いてありますので、カテゴリ分類をどうするかといったようなことについての議論がなされるものと考えております。

原科座長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

山下委員 先ほどの3ポツの話なのですが、協力準備調査に「基づき案系形成が行われる場合には、個別案件形成にあたりカテゴリー分類を行い、必要な環境社会配慮調査を行う」ということが記載されているのですけれども、今まで、有償資金協力等々に関しましてはSAPROF等の調査の中でこういった環境配慮の調査が行われたと思うのですが、そういったSAPROF等の調査に関しましてはこの協力準備調査の中に含まれるということかと思うのですけれども、環境社会配慮調査とここで別に書いてあるということに関しまして、この理解としては、協力準備調査の中の1つの調査と考えてよろしいでしょうか。

JBIC（中澤） 済みません、わかりにくい表現になっていたかもしれないのですが、協力準備調査、あるいは案件発掘・形成のための調査を行うものについては、必要な環境社会配慮の調査についても基本的にはこの中で行うということを考えております。

原科座長 「この中」というのはどの中ですか。

JBIC（中澤） 協力準備調査の中です。協力準備調査のTORの1つとして環境社会配慮も含めているということです。

原科座長 個別案件形成でまた次の段階ではやらないのですか。上位の段階の意思決定、判断をしますね。普通は、アセスメントというは何段階かやる可能性があるのです。協力準備調査というのは上の段階、いわゆる環境アセスメントで言うと戦略的環境アセスメントをやるような段階ですよ。それで、個別事業になると、事業化していくとだんだん具体化してくるので、そこで通常はE I Aが行われますね。だから、環境社会配慮調査というは何段階かやる可能性が出てくるんじゃないですか。

JBIC（中澤） 案件発掘・形成のための調査自体が割と上流段階の部分をカバーする場合もあれば、下流段階の本当に個別案件の段階もあります。ここでどうして「カテゴリー分類を行い」という前に「個別案件形成にあたり」と書かせていただいたかといいますと、まさに先生御指摘のとおり、案件発掘・形成のための調査の中には、本当に上流段階でまだ個別案件が見えないような段階からスタートするものがあるものですから、さすがにその段階ではカテゴリー分類はできませんので、個別案件形成に至る際にカテゴリー分類を行って、必要な環境社会配慮調査を協力準備調査の中でやっていくということを今のところ考えているということです。

原科座長 ほかに御質問ございますでしょうか。

清水委員 今の中澤さんのお答えの関連ですけれども、現在はマスタープラン段階でもカテゴリー分類を行っていると思いますけれども、それを行わないという方向性で進めているということでしょうか。

事務局（渡辺） 上流部については、どういうやり方をとるかを検討中ということです。案件が具体的に見えていればカテゴリー分類を明らかにできると思いますけれども、それよりも前の段階については、どういうやり方がよいか検討しているという状況でございます。

福田委員 その点についてはまさにこの場で議論させていただき事項と理解しておりますが、そういう理解でよろしいですか。

原科座長 そうなりますね。

事務局（渡辺） 御意見があればいただきたいと思っております。

原科座長 ほかに御質問ございますか。

審査諮問機関に関しては、私はちょっと意見がありますけれども、時間の節約で、これはまた先に検討しますから、きょうは遠慮しまして、次に参ります。

それでは、一応これで一通り、新JICAの業務フローに係る委員からの質問に答えさせていただきました。議論いたしまして、もう時間が15分しかなくなってしまって、「論点

に関する議論」に入るのも難しいのですけれども、ただ、せっかく資料を用意していただいたので、この御説明をいただいて、次回、より詳しく議論しましょう。どうもありがとうございました。

(3) 論点に関する議論

原科座長 それでは、次に論点のところに行きましょう。

事務局(杉本) お手元にございます論点整理のペーパーにつきまして、前回の有識者委員会での御議論、御指摘を踏まえて内容を再整理いたしましたので、その点を簡単に御説明させていただきます。資料6-3-1、表紙の番号が違っておりました申し訳ありませんが、「新環境社会配慮ガイドラインの検討に係る論点整理(案)」、6月5日付のものでございます。

前回の委員会にて、大体の方向性としては、今のJ B I Cのガイドラインの考え方に沿って議論するのがやりやすいのではないかなというように何を何人かの委員の方から御指摘いただきましたので、それに従いまして内容を再構成しております。

大きな項目は表紙に書かせていただいておりますが、大項目として6つに分けて、が「全体構成」、 としまして「基本的事項と手続き」、 としまして「対象プロジェクトにおける環境社会配慮」、 としまして「影響を及ぼしやすいセクター」、 「カテゴリA案件に必要な環境アセスメント報告書」、 「異議申立制度」という大枠のくくりにしております。 が今のガイドラインの第1部に相当するところ、 、 が第2部に相当するところということで構成しております。異議申立制度については今は記載がないものですから、新たに1つ項目をつくってくり出しをしております。「基本的事項と手続き」の中では、項目としましては、例えば「ガイドラインの適用対象」ですとか「案件形成」「スクリーニング」「環境レビュー」といった手続の話と、「情報公開」「ステークホルダーとの協議等」「環境社会配慮の項目」といった 이슈となっている基本的事項、こういったものを含めております。以降の今のガイドラインの第2部に該当するところだと、まさに今のガイドラインに含まれておりますポイントにかかわってくるものをそちらに移しているということで再整理しております。

簡単ですが、今回の並べかえのポイントはそういった形でさせていただいております。

原科座長 どうもありがとうございました。

そういうことですが、全体の再整理に関して何か特に御質問がございましたら、お願いいたします。

福田委員 申し上げなかったのは、ちょっと海外出張に行っていてこの資料をきちんと上から下までもう一回目を通していなかったの、その点は申しわけないのですが、若干NGOの提言の位置づけが私たちの意図と違うところに置かれているかなというところがあるので、その点についてはまた個別に御相談させていただくということで、よろしくをお願いします。

それから、中身については変わっていない、入れかえただけということでよろしいですか。

事務局（杉本） はい。基本的には入れかえと、あと、済みません、申し忘れましたが、前回の委員会の際に、論点として挙げた点が漏れているのではないかという御指摘が委員の方及びフロアの方からありましたので、再度いただいたものを確認して、漏れのないように追加しています。一部下線を引いたところは、1つのところにまとめていたようなものもあったのですが、まとめ過ぎと思われたものは別にくくり出すなどの形で、なるべくいただいたポイントは明確に載せるという形で作業をしたつもりであります。

原科座長 満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

2つありまして、1つは、前回これをお示しいただいたときに、第1期のJICAの環境社会配慮審査会のまとめの今後の課題として挙げている部分のうち、こういう点を盛り込んでいただきたいとコメントを申し上げて、幾つかは盛り込まれているのですが、盛り込まれていないものもありまして、これについても書面で改めて提出させていただきたいと思っております。かなり重要な点もあると思いますので、よろしくをお願いいたします。

2点目は、これも前回申し上げたと思うのですが、一般参加者からのコメントについては、だれからのコメントかということをご希望と申し上げました。理由は2つありまして、1つは、提案者もその提案に関して責任を持ってコメントしていくために、例えば議論する日に出てくるとかということがあると思います。もう1つは、この論点表だけだと、その提案の根拠などがわかりづらい部分があるわけですね。そのときに、さかのぼって、例えばこれは地球・環境人間フォーラムの満田の提案で、それは資料を見ればより詳しい提案の根拠が書いてあるわけですので、これは見る人にとっての利便性もよろしいのではないかと考えております。

以上です。

事務局（渡辺） 1期のまとめについてはコメントをいただくということで、入れさせていたきたいと思います。

あと、一般の表現については検討させていただきます。

原科座長 ほかにございますでしょうか。

では、一般の方のはなるべく記名の方でやっていただくようにしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、あと5～6分でございますので、きょうはこの辺にしたいと思います。

（４）第7回の議題について

原科座長 次回はいよいよ論点のスタートから行きますね。再整理できましたので、行きましょう。

事務局（渡辺） 前回いろいろ御意見をいただきまして、構成の見直しを行っておりますので、こういう構成で次回から から議論を進めるという理解でよろしいでしょうか。

原科座長 今のようなことでよろしいですか。

まだ何か御意見ございますか。

福田委員 前回も申し上げたことで、私は第2部のところから議論した方が議論の行ったり来たりが少ないかなとは思っているのですが、これはもう前回お話しさせていただいて、頭からということになりましたので、そういうことでやっていただければと思います。

ただ、もちろん、きょうは結局ずっと業務フローについてお話しさせていただくことになってしまいましたが、それを踏まえた提案がまた出てきますので、それはそれで、恐らくこの表に追加する形でお願いしていくことになるということは御了承いただければと思います。

原科座長 それでは、確認いたします。この順番でいきましょう。

ということで、今回はもう決まっております、6月17日ですね。同じ場所で2時～5時ということで予定しております。これが第7回になります。その先、第8回目は、今、日程調整を行っているところです。ということで、7月の頭ぐらいに第8回というようなペースで進めたいと思います。

それでは、そういうことで、きょうはここまでいたしますが、もう1つ、おまけで...

...

事務局（渡辺） 第7回の議題を……。

原科座長 第7回の議題。議題は今のでもう決まったんじゃないですか。論点に関する議論ですよ。よろしいですね。では、そういうことで進めてまいります。

清水委員 大体どれぐらいの項目まで進むと考えたらよろしいでしょうか。ちょっと見当がつかないところです。

原科座長 皆さんの御意見に従って。

清水委員 準備状況との兼ね合いがございまして。

事務局（渡辺） 清水委員の方からこの辺までやりたいという御提案があれば、いただきたいと思えますけれども。

原科座長 そんなに沢山、がんがんとはいかないでしょう。全部で30ページありますね。だから、できたら3回で割るとなると10ページだけど、ちょっと無理でしょう。やはりもっとかかるんじゃないですか。おかげさまで基本的なことはこれまでに随分議論できましたので、そういうものを踏まえながらやっていけばかなり行けるとは思えますけれども。

吉田副座長 新JICAの綱領というのかな、ミッション・ステートメントというのかな、そういうのがあった方がいいなという気がするのです。要するに、我々がガイドラインをこれから個別に議論する中で、共通認識としてこういう方向に向かっているのだというものを皆さん頭に入れておくと、収束しやすいのではないかと思います。例えば、JBICのガイドラインでも透明性とかアカウントビリティということが入っているのですけれども、新JICAにおいてどのぐらい本気になってそれに関するポリシーがあるのか、つくるのか、大げさに言えば新JICAの行動規範の原理というのですか、そういうものがあると、我々もそれを念頭に置いて、それに合った形で議論を進められるという意味なのですけれども。それはあるのですかね。新JICAミッション・ステートメント。

事務局（廿枝） それはまさに10月の新JICA発足に向けて、いずれにしても1つの統合した組織体としての、おっしゃったようなミッション・ステートメントという名称になるかどうかはわかりませんが、統一したものを検討しないといけないのではないかと問題意識は我々も持っております。

ただ、それがないと論点の議論に入れなくなるとちょっとあれなのですけれど。

吉田副座長 いえ、そういう意味ではないのです。

事務局（廿枝） 1つは、今もJICAの方はJICA宣言というものがホームページ上にもございますし、今のJBICでも海外経済協力業務実施方針というものがございますし、あるいは、ちょっと時間がたちましたけれども、外務省のホームページにございますが、一昨年の6月に外務省とJICA・JBICの連名で、新JICAの統合準備を進めるに当たってどういう方向性で統合準備を進めていこうという方向性を書いたペーパー、あれでしたら次回お配りしてもいいですが、ホームページに載っているものでございますけれども、そういったものも一応ございます。基本はJICA・JBICでできていることをさらに推し進めていくということがボトムラインだと思っておりますけれども、改めて新JICAとしてそれをきちんと整理するというのはいずれやることになると思っておりますけれども、ちょっと時間がかかるかもしれません。

吉田副座長 例えば、我々がここでやっているようなのは、ODA大綱にある国民参加型とって、参加性という非常に大きな行動規範を我々ここでやっているわけですよ。そういうものを含めて、開発協力というのが国民参加で、あるいはいろいろなステークホルダーが参加して、こういう形でいろいろ1つずつ決めていくという、それも大きなコード・オブ・コンダクトのあれですよ。とてもいい面だと私は思いますけれども、そういう組織の行動規範というものが何らかの形で明示的であると、こういうガイドラインをつくる時もつくりやすいなということですよ。あればお願いしますということです。なければ、つくっていただくといいですね。きっとね。

原科座長 既存のものプラスアルファということだと思いますから、さらに進めるということだと思います。そういう考え方で参りたいと思います。

北村さん、どうぞ。

北村委員 外務省の北村でございます。時間も押していますが、1点だけ申し上げます。

新JICAの主務官庁という立場からの発言になりますが、これは多分、この有識者委員会のプロセスを始める際に、当時、原科委員からも指摘があったかと思いますが、世銀に並ぶような組織になる新JICA、異なる援助手法を扱っている2つの組織が1つになるということで、統合に向けた様々な論点について今も非常に大きな内部での議論をやっているところです。そういう意味で、例えば今日の業務フローなんかもまだまだ決まっていなくて、他方でこういう有識者委員会の場で議論しなければいけないということで、現状でできる限りのお答えをしようということでJICA・JBICさんの方でつくったのがこのペーパーだと思います。現状では検討中でまだ全てを御説明できない

状況にある中で、若干後ろ向き印象が残る部分はあるのかもしれませんが、基本的には、今日各委員の方から御指摘いただいたように、情報公開、透明性の時代の中で可能な限りのことは出していくというスタンスになるのだらうと思います。もちろん、その上でどうしてもここは公表できないという部分があれば、そこはきちんと説明できる形でやっていかなければいけないのだらうと思っております。

原科座長 では、次回、よろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

先ほど、世銀を超えるものにしていただきたいと申し上げたのです。さっきのようなことなのですが、政府はアフリカに対してこれから、特に外務省はそういうことで方針を出されてやっていくということなのですけれども、前回、I A I Aというこの分野の国際学会を御紹介しましたが、来年の大会がアフリカのガーナで開かれます。アクラです。I A I Aでのこのテーマがぴったりなので、ガーナにも是非行っていただきたいと思ひまして、宣伝のコピーを持ってきました。Human Well-Being、これはすごく大事なことです。Human Well-Being ということで、来年はアフリカのガーナで行われます。2009年5月23日～29日まで。ちょうど1年後です。ぜひたくさん御参加いただきたいと思ひます。この場合にはガーナ政府が、特に環境行政の方ですけれども、全面的に協力してくれまして開催されますので、これからそのつもりで考えていただきたいと思ひます。これはお願いしておきます。

では、きょうはこの辺でよろしいでしょうか。

清水委員 済みません、先ほどの、進んだとしてもどこまで行くかというあたりで、提案なのですけれども、例えば10ページ目の10のS E Aのあたりまで進むかわかりませんが、進んだとしてもこれぐらいまでというようなあたりを決めていただけないでしょうか。

原科座長 そこまでやれば御の字だと思います。

清水委員 進んでもこれぐらいまでということではいかがでしょうか。

原科座長 早く進んだらそれに越したことはないのですが、その10ページが目標ですけれども、これまでの議論の出方を見ますと、そんな簡単にすすいはいかないですよ。前の1回目のガイドライン、今あるガイドラインをつくったときのペースから考えると、とてもそんなペースではいけません。私の経験では、でも、そこまで行けばすばらしいと思ひます。

事務局（廿枝） それでは、10ページまでを目標ということで……。

原科座長 目標でやりましょう。

清水委員 私の懸念は、むしろもっとたくさん進んでしまっ準備ができていないとあれだなと思ったので、こちら側で申し上げました。

原科座長 そんなには行かないと思いますけれどね。行けばありがたいことです。

よろしいですか。

それでは、きょうはここまでにします。どうもありがとうございました。

午後5時04分 閉会